

目次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

| | |
|----------------------------------------------------------------------------|----|
| 出席議員（14名） | 1 |
| 第1 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 第2 会期の決定 | 4 |
| 諸般報告 | 4 |
| 行政報告 | 5 |
| 第3 報告第10号 専決処分の報告について | 8 |
| 第4 議案第69号 利府町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について | 9 |
| 第5 議案第70号 利府町老人デイサービスセンター条例を廃止する条例 | 9 |
| 第6 議案第71号 利府町町税条例の一部を改正する条例 | 9 |
| 第7～第8 議案第72号～議案第73号 | 9 |
| 第7 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 第8 議案第73号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例… | 10 |
| 第9 議案第74号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 10 |
| 第10 議案第75号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 第11 議案第76号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 10 |
| 第12 議案第77号 利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 第13 議案第78号 利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 第14 議案第79号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 | 11 |

| | | | |
|-------|------------|-----------------------------|----|
| 第 1 5 | 議案第80号 | 利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例 | 11 |
| 第 1 6 | 議案第81号 | 令和 5 年度利府町一般会計補正予算 | 11 |
| 第 1 7 | 議案第82号 | 令和 5 年度利府町国民健康保険特別会計補正予算 | 11 |
| 第 1 8 | 議案第83号 | 令和 5 年度利府町介護保険特別会計補正予算 | 12 |
| 第 1 9 | 議案第84号 | 令和 5 年度利府町水道事業会計補正予算 | 12 |
| 第 2 0 | 議案第85号 | 令和 5 年度利府町下水道事業会計補正予算 | 13 |
| 第 2 1 | 議案第86号 | 工事請負変更契約の締結について | 13 |
| 第 2 2 | 議案第87号 | 工事請負変更契約の締結について | 13 |
| 第 2 3 | 議案第88号 | 財産の取得について | 13 |
| 第 2 4 | 議案第89号 | 権利の放棄について | 13 |
| 第 2 5 | 議案第90号 | 指定管理者の指定について | 14 |
| 第 2 6 | 議案第91号 | 町道の路線認定について | 14 |
| 第 2 7 | 一般質問 | | 20 |
| | 今 野 隆 之 議員 | | 20 |
| | 1 | 不登校児童生徒と保護者への支援・いじめ対策等について | |
| | 2 | 児童生徒等性暴力を根絶する社会に向けた取り組みについて | |
| | 須 田 聡 宏 議員 | | 33 |
| | 1 | 教員の労働環境の改善について | |
| | 2 | 部活動の地域移行について | |
| | 鈴 木 晴 子 議員 | | 49 |
| | 1 | 「こども未来戦略方針」への町の取り組みについて | |
| | 2 | 児童福祉法改正について | |

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第 1 水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和5年12月利府町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 郷右近 佑 悟 君 | 2番 | 阿 部 彦 忠 君 |
| 3番 | 須 田 聡 宏 君 | 4番 | 高 木 綾 子 君 |
| 5番 | 皆 川 祐 治 君 | 6番 | 鈴 木 晴 子 君 |
| 7番 | 金 萬 文 雄 君 | 8番 | 土 村 秀 俊 君 |
| 9番 | 浅 川 紀 明 君 | 10番 | 今 野 隆 之 君 |
| 11番 | 小 渕 洋一郎 君 | 12番 | 高 久 時 男 君 |
| 13番 | 伊 藤 司 君 | 16番 | 鈴 木 忠 美 君 |

欠席議員（2名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|---------|
| 14番 | 羽 川 喜 富 君 | 15番 | 永 野 涉 君 |
|-----|-----------|-----|---------|

説明のため出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 熊 谷 大 君 |
| 副 町 長 | 櫻 井 やえ子 君 |
| 総 務 部 長 | 嶋 正 美 君 |
| 企 画 部 長 | 鎌 田 功 紀 君 |
| 町 民 生 活 部 長 | 福 島 俊 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 谷 津 匡 昭 君 |
| 経 済 産 業 部 長 | 千 田 耕 也 君 |
| 都 市 開 発 部 長 | 郷右近 啓 一 君 |
| 上 下 水 道 部 長 | 鈴 木 喜 宏 君 |
| 会 計 管 理 者 | 後 藤 仁 君 |
| 教 育 長 | 本 明 陽 一 君 |
| 教 育 部 長 | 小 澤 晃 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 城 正 義 君 |

事務局職員出席者

| | |
|---------|-------------|
| 事 務 局 長 | 郷 家 洋 悦 君 |
| 議 事 係 長 | 姉 崎 裕 子 君 |
| 主 査 | 高 橋 三 喜 夫 君 |

議 事 日 程 (第 1 日)

令和 5 年 1 2 月 5 日 (火曜日) 午前 1 0 時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1 0 号 専決処分の報告について
- 第 4 議案第 6 9 号 利府町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
- 第 5 議案第 7 0 号 利府町老人デイサービスセンター条例を廃止する条例
- 第 6 議案第 7 1 号 利府町町税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 7 3 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 7 4 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 1 0 議案第 7 5 号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 7 6 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 1 2 議案第 7 7 号 利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 7 8 号 利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 7 9 号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 議案第 8 0 号 利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 6 議案第 8 1 号 令和 5 年度利府町一般会計補正予算
- 第 1 7 議案第 8 2 号 令和 5 年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 1 8 議案第 8 3 号 令和 5 年度利府町介護保険特別会計補正予算

- 第 1 9 議案第 8 4 号 令和 5 年度利府町水道事業会計補正予算
- 第 2 0 議案第 8 5 号 令和 5 年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第 2 1 議案第 8 6 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 2 2 議案第 8 7 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 2 3 議案第 8 8 号 財産の取得について
- 第 2 4 議案第 8 9 号 権利の放棄について
- 第 2 5 議案第 9 0 号 指定管理者の指定について
- 第 2 6 議案第 9 1 号 町道の路線認定について
- 第 2 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木忠美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年12月利府町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名です。

会議規則第2条の規定により、14番 羽川喜富議員並びに15番 永野 渉議員から欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12番 高久時男君、13番 伊藤 司君。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月8日までの4日間と決定しました。

会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりであります。

諸般の報告、一般行政報告

○議長（鈴木忠美君） 議事に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から諸般報告を申し上げます。

12月定例会の開会に先立ち、**諸般報告**を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、10月13日に議会だより臨時号、11月24日には議会だより第191号を発行しております。

次に、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係ですが、10月2日に宮城県町村議会議長会新議員研修が自治会館にて開催され、議員8名が出席しております。

10月19日、宮城黒川地方町村議会議長会臨時総会が自治会館で開催され、私が出席しております。

なお、役員を選任等について協議が行われ、私が会長に就任いたしました。

10月30日、31日、宮城黒川地方町村議会議長会正副議長及び事務局長合同視察研修において、福島県西会津町、同じく小野町を訪問し、議会運営と活性化の取組について視察研修を行い、私と副議長、事務局長が出席しております。

また、11月10日、宮城黒川地方町村議会表彰式並びに議員研修会が自治会館で開催され、議員15名、事務局長が出席しております。

11月20日、宮城県知事と町村議会正副議長との意見交換会が自治会館で開催され、町村振興対策に関する要望書を手交及び意見交換が行われ、私と副議長が出席しております。

なお、意見交換会終了後、町村議会議長会が開催され、私が出席しております。

次に、全国町村議会議長会関係でございますが、11月29日、30日の両日、第67回町村議会議長全国大会並びに本県関係国会議員との意見交換会が東京で開催され、私が出席しております。

また、視察の受け入れでございますが、10月23日、沖縄県西原町議会、10月27日には福岡県岡垣町議会が来町され、各種取組などについて研修を行っております。

以上、要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては、配付しております議長諸般報告のとおりでありますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には、町長より報告1件、議案23件が提出されております。慎重なる審議をお願いいたします。

続きまして、町長の**行政報告**。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、改めましておはようございます。

令和5年も、はや1年が流れ去ろうとしておりますが、令和5年12月定例会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様には参集賜り、厚く御礼申し上げます。

保育所や小中学校では、感染症の流行する時期となり、特にインフルエンザにつきましては、仙台管内では警戒レベルを超えております。皆様におかれましては、どうぞ御自愛くださいますようお願いいたします。

それでは、12月定例会の開会に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

初めに、単独市制移行を見据えた本町の新市街地の整備に関してですが、仙塩広域都市計画第8回線引き定期見直しにおける市街化検討地区として、宮城県の区域マスタープランに係る変更協議を進めてきたところではありますが、このたび、住宅地の整備を含む2地区、住宅地を

含まない工業・業務系の1地区、合計約199ヘクタールを市街化区域編入候補地として要望どおり了承を得ることができました。

今回の市街化編入候補地においては約4,000人の人口増を見込み、職住近接型の土地利用により、市制移行の要件である人口5万人への足がかりとなると考えております。今後も総合計画に掲げる施策に果敢にチャレンジし、町民の皆様の期待に応えるまちづくりを進めてまいります。

次に、栄典関係ですが、12月2日に利府町文化交流センター「リフノス」を会場として、利府町功労者表彰式を開催いたしました。町政の振興や町民福祉、教育文化の向上などに顕著な功績のあった12名の功労者に対し、表彰状を贈呈するとともに、本町に寄附などを頂いた4名及び12団体に対し、感謝状を贈呈し、感謝の意を表しました。

続いて、公共交通に関してですが、新公共交通システムの導入に向け、各関係機関と調整を行ってまいりました「利府町版m o b iシステム」の実証運行が11月27日からスタートいたしました。この取組により、町民の皆様の外出機会の創出と、免許返納後の対策を行うと同時に、高齢者、障害者、子育て世代など、多くの皆様が移動しやすい環境の実現を目指してまいります。

次に、商工観光に関してですが、10月9日に「リフノス」を会場として、「十符の里－ALL R I F U産業祭」を開催いたしました。当日は、町内外から約5,500人が来場し、参加型の体験コーナーや産業ブースのほか、本町観光大使による充実したステージイベントなど、盛りだくさんの内容で幅広い年代の方々にお楽しみいただきました。フィナーレには、来場者が一体となって踊る利府祭人踊りや打ち上げ花火を行い、会場は大いに盛り上がりを見せました。

また、11月12日にイオンモール新利府南館を会場に、「利府ラリー2023」を開催し、県内外から23台の参加がありました。当日はラリー競技のほか、J A Fによる子ども免許証の発行や災害対策用の車両展示なども併せて行い、多くの方がモータースポーツ文化に触れ、本町の魅力発信とモータースポーツ文化の普及を図ることができました。

さらに、9月13日から11月30日までの期間において、電動キックボードのシェアリングサービスの実証実験を行いました。今回の実験では、「馬の背」を中心とした観光スポットへの周遊や、陸前浜田駅から葉山団地までのラストワンマイルの移動手段として、利便性や有効性の検証を行いました。今後、利用者の声や状況を分析しながら、新たな地域の移動手段の一つとして本格的な導入について検討するとともに、多様化するインバウンド需要に対応し、にぎわい創出に努めてまいります。

続いて、子育て支援に関してですが、11月1日から子育てモバイルアプリ「利府町リーフナビ」を配信いたしました。このアプリは、妊婦や子育て家庭への支援情報など、町からの情報をタイムリーに知ることができ、さらには子供の成長グラフや乳幼児健診の記録などの電子母子手帳機能、予防接種漏れや接種間隔ミスを防ぐことができる「予防接種AIスケジューラー」など、ICTを活用した支援アプリとなっております。

また、9月10日には、本年1月に実施し、大好評であった「赤ちゃんハイハイレース2023」をイオンモール新利府南館で開催いたしました。参加申込みは即日定員に達するほどの人気ぶりであり、当日赤ちゃんたちがゴールを目指して奮闘する姿に、会場は大いに盛り上がりしました。今後も、本町ならではの子育て支援を展開するとともに、子供たちの笑顔があふれるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、文化振興に関してですが、文化交流センター「リフノス」の来場者数が50万人に達したことから、10月9日に「リフノス来館50万人達成記念モニュメントお披露目式典」を開催いたしました。式典では、来場者50万人を記念し、指定管理者である「利府みらいクリエイティブ」から、リフノスの新たなシンボルとなる本町のアルファベットのモニュメントが寄贈されました。

また、10月21日には、リフノスを会場に、「利府町スクールバンドフェスティバル2023」を実施いたしました。当日は、町立中学校の3校及び利府小学校、利府高等学校の5校が参加し、学校や学年を越えた世代間交流を図りながら、日頃の練習の成果を発揮する姿に、会場は大きな拍手に包まれ、子供たちの成長を感じられる大変すばらしいイベントとなりました。

さらに、10月28日には、「令和5年度十符っ子の日 ～感謝と誓いのつどい～」を開催し、町は一つの学校という理念の下、中学校区ごとに子供たちが健やかな成長を誓うとともに、保護者や地域の方々へ日頃の感謝の気持ちを伝えました。今後も子供たちが自身を表現できる機会を確保するとともに、世代間交流を通じて地域の活性化を図り、豊かな心を育むことができる環境づくりを進めてまいります。

続いて、教育振興に関してですが、11月13日から17日までの期間において、「利府町キャリアシップ事業」を4年ぶりに実施し、町内中学校の2年生349人が、役場や町内企業において職場体験実習をいたしました。受入れ事業所の御協力により、参加者中学生の皆様は貴重な体験をすることができ、今後も子供たちの学びを支援する体制づくりを推進してまいります。

次に、10月22日に執行された宮城県議会議員一般選挙の投開票事務に関してですが、子育て世代の投票率向上と、子供たちの選挙や政治への関心を高めるため、期日前投票所及び当日投

票当日投票所に専用の応募箱を設置し、小学生に実際の投票と同じように、応募用紙で投函ができる「親子で投票へGO！」を実施いたしました。このほかにも、青山小学校の6年生を対象として、「明るい選挙推進出前授業」を実施し、今後も本町の明るい未来のために、政治参加の重要性を伝える取組を進めてまいります。

最後に、原油価格及び物価高騰対策として、地方創生臨時交付金を活用し、生活支援の一助となるよう「十符の里の妖精リーフちゃんWAONカード」5,000円分を発行し、町民生活の支援を行うとともに、消費喚起による地域経済の活性化を図りました。

また、省エネルギー性能の高い家電製品への買換えを奨励するため、本町第3弾となる「利府町省エネ家電製品買換促進補助事業」を実施し、温室効果ガスの削減と物価高騰による町民生活の負担軽減を図りました。今後も町民生活向上のため、実情に応じた、より効果的でよりきめ細やかな支援を行ってまいります。

以上は要点のみで、その他の主な事業等については、別紙のとおりでございますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木忠美君） 以上で町長の行政報告を終わります。

なお、本日の議事については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第10号から

日程第26 議案第91号まで

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、報告第10号専決処分の報告についてから日程第26、議案第91号町道の路線認定についてまで一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告1件、議案23件について順次御説明申し上げます。

初めに、報告第10号専決処分の報告についてでございますが、今年の7月28日午後2時50分頃、町道野中南6-3号線において、草刈り作業をしていた際に、草刈り機械の刃が小石に当たり、その飛び石が道路向かいの住宅の窓ガラスに損傷を与えた件及び今年9月7日午前10時半頃、t u m i k i 駐車場において、草刈り作業をしていた際に、駐車されていた自動車の後輪に草刈り機械の刃が接触し、タイヤに損傷を与えた件について、町の負担割合が10割の内容で相手方と和解したこと、並びに町営八幡崎住宅において、住宅敷金の還付未済がありました件について、町が遅延損害金を負担することで相手方と和解したことから、地方自治法第180

条第1項の規定により、3件の専決処分をしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、草刈り作業に伴う2件の損害賠償については、全国町村会総合賠償補償保険により、全額補填されることとなっております。

次に、議案第69号利府町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてでございますが、令和6年度の組織改編に当たり、地域に根差したスポーツによるまちづくりを推進する体制をさらに強化するため制定するものであります。

また、制定に伴い、教育委員会部局が所管する学校における体育に関することを除いたスポーツに関する事務分掌を町長部局へ移行するとともに、町長部局の各部署に分散しているスポーツ事業を集約するため、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号利府町老人デイサービスセンター条例を廃止する条例でございますが、平成8年1月に、保健福祉センター内に青葉台デイサービスセンターを開所してから約27年が経過し、民間によるデイサービス提供事業者が増え、公設民営で行う必要性が少なくなったことや、設備が老朽化したことに伴い、当該事業を終了し、併せて条例を廃止するとともに、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第71号利府町町税条例の一部を改正する条例でございますが、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、今年7月18日に本町に流域がある高城川水系高城川等が、特定都市河川に指定されたこと及び文言の整理のため、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、特定都市河川の指定に伴い、今後、貯留機能保全区域が指定される可能性があるため、当該区域における固定資産税の課税標準の特例割合をあらかじめ規定するものであります。

次に、議案第72号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第73号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

今年8月に、民間給与との給与格差の是正を求める令和5年人事院勧告が示されました。この人事院勧告制度は、労働基本権が制約されている公務員の代償措置として、官民の給与水準の均衡を基本とするものであり、総務省におきましては、地方公務員法の給与決定原則に基づき、地方公務員の給与改定については、国家公務員の給与改定を基本として適切に見直しを行う必要があるとしております。

このことから、近隣市町村においても、おおむねこの勧告どおり給与改定を行う予定であり、これらを総合的に勘案し、国に準じて所要の改正を行うものであります。

議案第72号の改正の内容としましては、民間との格差是正のため、初任給及び若年層を中心とし、全ての一般職を対象に、給料月額を今年4月まで遡り、平均で1.1%、12月の期末勤勉手当支給月数を、それぞれ0.05月分を引き上げ、令和6年度以降につきましては、引上げ分を平準化し、年間支給月数を4.5月とするものであります。

また、議案第73号の改正の内容としましては、町長、副町長、教育長の給料月額について、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、4月まで遡り、0.3%引き上げるものです。なお、本改正に当たりましては、先月に利府町特別職給料等審議会を開催し、適当である旨の答申をいただいております。

また、議会議員、町長、副町長、教育長の12月の期末手当支給月数を0.1月分引き上げ、令和6年度以降につきましては引上げ分を平準化し、年間支給月数を3.4月とするものであります。

次に、議案第74号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が改正されることに伴い、各法律を引用している条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第75号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備に関する政令が公布され、令和6年1月1日から施行されることにより、地方税法施行令に、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置に関する規定が追加されたことに伴い、条例においても同様の改正を行うものであります。

次に、議案第76号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日に施行されることから、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第77号利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、来年4月から水道整備管理行政が、厚生労働省から国土交通省に移管されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第78号利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例でございますが、敬老祝金

につきましては、敬老の意を表し、その福祉の増進に寄与することを目的として、対象となる方々へ支給しているところであります。

しかし、近年の高齢者の平均寿命の伸びや、今後本格的に団塊世代が敬老祝金の対象者となる時期を迎えることから、県内の他市町村の支給状況を勘案し、社会情勢に即した事業とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、**議案第79号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例**でございますが、赤沼字浜田地区及び神谷沢字金沢地区について、地区計画区域内の建築物に制限を設けることにより、適正な土地利用を誘導するため、所要の改正を行うものであります。

なお、浜田地区につきましては今月下旬に、金沢地区につきましては来月下旬に、それぞれ都市計画法に基づき地区計画を定める予定であります。

次に、**議案第80号利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例**でございますが、今年4月から実施している学校給食費の無料化について、新たに町立中学校の1年生及び2年生の生徒の保護者が負担する学校給食費についても免除の対象に加えるため、所要の改正を行うものであります。

次に、**議案第81号令和5年度利府町一般会計補正予算**でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6億5,767万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億3,431万2,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、荷物運送業務事業をはじめとする71件を追加するものであります。

そのほかの補正予算の詳細につきましては、企画部長から補足説明させますので、よろしく申し上げます。

次に、**議案第82号令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に788万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億7,780万1,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、6款繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の確定等に伴う他会計繰入金と財源調整のための財政調整基金繰入金の減などにより487万3,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出でございますが、1款総務費につきましては、人件費の調整やシステム改修に伴う委託料の増により276万4,000円増額するものであります。

2款保険給付費につきましては、療養費等の支給見込みの増により337万9,000円増額するものであります。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為につきましては、特定健康診査等業務事業をはじめとする3事業を設定するものであります。

次に、**議案第83号令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に994万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億9,133万8,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものについてでございますが、3款国庫支出金、4款支払基金交付、5款県支出金及び7款繰入金につきましては、地域支援事業交付金等の交付見込額の増に伴い、それぞれ増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の主なものについてでございますが、1款総務費につきましては、制度改正に伴うシステム改修等により201万4,000円を増額するものであります。

5款地域支援事業費につきましては、通所型サービス事業等の利用件数の増加などにより増額するものであります。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為につきましては、地域包括支援センター業務事業をはじめとする6事業を設定するものであります。

次に、**議案第84号令和5年度利府町水道事業会計補正予算**でございますが、第2条収益的収入及び支出の補正の収入につきましては、電柱の建て替え工事の際に、配水管を破損させた相手方に対し、復旧等に要した費用の損害賠償を請求したため1,526万9,000円増額し、支出につきましては、電気料金単価の変更による動力費の増加や人件費の調整等により326万7,000円増額するものであります。

第3条資本的収入及び支出の補正の収入につきましては、新たな土地利用の増加により、開発負担金を698万6,000円増額し、支出につきましては、人件費の調整により89万円増額するものであります。

第4条債務負担行為の補正につきましては、大判複合機賃貸借事業をはじめとする9事業を設定するものであります。

次に、議案第85号令和5年度利府町下水道事業会計補正予算でございますが、第2条収益的収入及び支出の補正の収入につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額の変更決定及び行政財産使用料の実績により861万円減額し、支出につきましては、ストックマネジメント計画策定業務委託料に要する費用及び人件費の調整により1,828万5,000円減額するものであります。

第3条資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により42万2,000円増額するものであります。

第4条債務負担行為の補正につきましては、下水道施設維持管理業務事業をはじめとする5事業を設定するものであります。

次に、議案第86号工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約は、今年3月定例会において議決をいただきました新中堀新川崎線道路改良工事について変更を行うものであります。

主な変更の理由でございますが、道路地盤の安定を図るために行う載荷盛土について、当初、第3工区については、本工事完了後に別途施工する計画としておりましたが、現地の耕作状況や、関係機関との協議調整が進んだことにより、全線の施工が可能となったことから、事業期間の短縮を図るため、盛土や掘削等を増工するものであります。

次に、議案第87号工事請負変更契約の締結についてでございますが、本契約は、今年8月臨時会において議決をいただきました中央児童センター改修工事について、変更を行うものであります。

主な変更の理由でございますが、外壁改修工事について、躯体劣化部の補修箇所が確定したことから、その数量に合わせて増工するほか、精算に向けた調整を行うものであります。

次に、議案第88号財産の取得についてでございますが、本事業は、令和6年度に開館を予定している中央児童センター内に設置する備品を新たに取得するものであります。

主な内容としましては、各部屋に設置する机、椅子や書棚等の備品を購入するものであります。

なお、本事業の契約に際しましては、指名競争入札を執行し、受注者を決定しております。

次に、議案第89号権利の放棄についてでございますが、町営八幡崎住宅において、還付未済のありました敷金について、還付の事由発生時から10年が経過し、消滅時効が完成しておりま

すが、民法に基づく時効の援用を行わずに、還付手続をするため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第90号指定管理者の指定についてでございますが、来年4月1日から5年間、社会福祉法人遊創の森を、利府町中央児童センターの指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第91号町道の路線認定についてでございますが、10路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、この10路線の詳細でございますが、新太子堂10-1号線、新太子堂P4-1号線、新太子堂6-1号線、新太子堂6-2号線、新太子堂6-3号線、新太子堂6-4号線及び新太子堂6-5号線につきましては、土地区画整理事業により新設された路線であり、土地区画整理法第106条第2項の規定により、本町に移管されたものであります。

また、十三塚11号線、蓮沼3号線及び青山6-111号線につきましては、開発行為により新たに整備する路線であり、道路線形が確定したものであります。

以上が本定例会に提案いたしております報告1件、議案23件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、議案第81号令和5年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） それでは、議案第81号令和5年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

5ページ、第2表債務負担行為補正につきましては、別にお配りしております一般会計補正予算補足説明資料にて御説明いたします。

初めに、補足説明資料の1ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、複数年で実施する業務や、令和6年4月1日から業務を開始するために、今年度中に契約行為を行う必要がある71件の事業について追加しております。このうち主な新規事業につきまして御説明いたします。

ナンバー9、文化交流センター第2期整備調査事業につきましては、文化交流センター第2期分の整備に係る町民の意識調査として、業務委託によりアンケート調査を行うため追加するものであります。

3 ページを御覧ください。

ナンバー30、保健福祉センター福祉棟改修事業につきましては、青葉台デイサービスセンター退去後に、保健福祉センターの福祉棟を改修するため追加するものであります。

4 ページを御覧ください。

ナンバー43、中央児童センター開館記念事業につきましては、年度当初に予定している中央児童センター開館記念行事の開催に当たり、事業を委託するため追加するものであります。

ナンバー44、医療的ケア児保育支援事業につきましては、令和6年4月から菅谷台保育所において、医療的ケアが必要な児童の受入れを行うに当たり、専任看護師の派遣業務等を委託するため、追加するものであります。

5 ページを御覧ください。

ナンバー51、明神沢ため池仮設道路整備事業につきましては、明神沢ため池の改修に当たり、工事用の仮設道路を整備するため、追加するものであります。

ナンバー59、小学校教師用教科書・指導書購入事業につきましては、令和6年度からの小学校の教科書改訂に伴い、教師用教科書と指導書を小学校教員へ配布し、より質の高い教育環境を整えるため、追加するものであります。

6 ページを御覧ください。

ナンバー62、学校施設等 I C T 機器整備事業につきましては、新学習指導要領の実施を見据えた I C T 環境を構築するため、町内小中学校9校で使用している教育用・校務用コンピューターを更新することから、追加するものであります。

ナンバー64、利府第二小学校建て替え調査業務事業につきましては、学校施設等長寿命化計画により予定している利府第二小学校校舎について、建て替え等の調査検討を行うため、追加するものであります。

ナンバー65、利府中学校弓道場整備事業につきましては、老朽化している利府中学校弓道場の建て替え整備に向けて、実施設計業務を行うため、追加するものであります。

その他の事業の補正理由につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

次に、補正予算書に戻りまして、12ページを御覧ください。

初めに、歳入であります。1款2項1目固定資産税416万4,000円につきましては、賦課実績に基づき、それぞれ調整するものであります。

17款1項1目1節社会福祉費負担金5,482万4,000円と、13ページの18款1項2目1節、社会福祉費負担金2,741万3,000円につきましては、障害福祉サービスの利用者が増加していること

から、増額するものであります。

17款1項1目3節児童福祉費負担金2,591万円と、同じく13ページの18款1項2目3節児童福祉費負担金1,447万2,000円につきましては、保育施設の広域利用施設が4施設から8施設に増加したため、施設型給付費を増額するとともに、児童の障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、おのおの増額するものであります。

17款2項1目7節社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,146万9,000円につきましては、国の制度改正により、マイナンバーカード等へ氏名の振り仮名等を追加することになったことから、システム改修費用に係る補助金を増額するものであります。

17款2項1目8節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付1億5,605万3,000円につきましては、国の経済対策により、住民税非課税世帯に対し、既に実施している1世帯当たり3万円の支援を拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加給付することになったため、増額するものであります。

14ページを御覧ください。

18款2項2目3節児童福祉費補助金217万2,000円につきましては、医療機関を受診する対象者が増加していることや、来年度から予定している菅谷台保育所での医療的ケア児保育支援事業の事前準備を行うことに伴い、増額するものであります。

18款2項2目4節乳幼児医療費等補助金202万7,000円につきましては、医療機関を受診する対象者が増加しているため、増額するものでございます。

20款1項1目1節一般寄附金1億5,000万円につきましては、ふるさと応援寄附金の寄附額の増に伴い増額するものであります。

21款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1億9,799万1,000円を増額するものであります。

同じく、21款2項4目1節社会福祉基金繰入金290万4,000円につきましては、利用者が増加している障害者自動車ガソリン等費用助成事業及びタクシー利用料助成事業に充当するため、増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

初めに、歳出全般の共通事項といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整を行っております。

次に、17ページを御覧ください。

2款1項2目秘書広報費、12節委託料69万1,000円につきましては、スポーツ文化の醸成に向けて、スポーツによるまちづくりシンポジウムを開催するに当たり、運営業務を委託するため、新たに計上するものであります。

20ページを御覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料1,146万9,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名と、ローマ字表記の追加、住民票や戸籍の付票への氏名の振り仮名を追加するため、戸籍クラウドシステム等を改修することから、計上するものであります。

21ページを御覧ください。

2款6項1目企画総務費、18節負担金、補助及び交付金のうち、夢チャレンジ応援事業交付金100万円につきましては、様々な部門で夢の実現に向け、チャレンジする方に支援金を交付することとして、新たに計上するものであります。

22ページを御覧ください。

3款1項3目障害者福祉費、19節扶助費1億5,979万3,000円につきましては、障害福祉サービスの利用件数が増加しており、現計予算では不足することから、増額するものであります。

24ページを御覧ください。

3款1項11目物価高騰対応住民税非課税世帯重点支援交付金給付事業費、18節負担金、補助及び交付金1億5,400万円につきましては、歳入でも御説明いたしましたとおり、国の経済対策により、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を追加交付することから、増額するものであります。

3款2項4目子ども医療費、19節扶助費1,200万円につきましては、子供の医療機関の受診件数が増加していることから、増額するものであります。

25ページを御覧ください。

3款2項5目保育所費、12節委託料121万4,000円につきましては、食材価格が高騰しているため、給食食材調達業務委託料を増額するとともに、歳入でも御説明申し上げましたとおり、菅谷台保育所において、来年度から医療的ケアが必要な児童を受け入れる体制を整えるため、看護師の派遣業務に係る費用について新たに計上するものであります。

同じく、18節負担金、補助及び交付金939万6,000円につきましては、保育施設の広域利用施設が4施設から8施設に増加したことから、施設型給付費負担金を増額するものでございます。

同じく、22款償還金、利子及び割引料1,344万円につきましては、過年度の実績報告による額

確定に伴い、補助金等を返還するため、計上するものであります。

26ページを御覧ください。

3款2項6目子ども家庭センター費、18節負担金、補助及び交付金125万6,000円につきましては、令和6年度より、利府聖光幼稚園で子育て広場を開設するため、開設準備費に係る補助金を交付することから、計上するものであります。

3款2項7目児童対策費、22款償還金、利子及び割引料1,219万6,000円につきましては、過年度の実績報告による額確定に伴い、交付金を返還するため、計上するものであります。

3款2項8目児童福祉施設費、12節委託料555万7,000円及び14節工事請負費140万4,000円につきましては、中央児童センターの令和6年4月の開館に向けて、施設の環境整備や利用開始に伴う広報等の開館準備業務を委託するとともに、公衆無線LAN等の通信設備設置工事を行うため計上するものであります。

27ページを御覧ください。

3款2項11目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、22節償還金、利子及び割引料248万円につきましては、過年度の実績報告による額確定に伴い、給付金を返還するため、計上するものであります。

4款1項2目予防費、22節償還金、利子及び割引料104万4,000円につきましては、過年度の実績報告による額確定に伴い、補助金を返還するため計上するものであります。

28ページを御覧ください。

4款1項6目養育医療給付費、19節扶助費125万6,000円につきましては、双子の出生数や未熟児での出生数が増加していることや、例年よりも入院日数が長期化となる未熟児が多いなどの理由により、現計予算では不足が見込まれるため、増額するものであります。

4款1項10目新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策費、22節償還金、利子及び割引料3,916万7,000円につきましては、過年度の実績報告による額確定に伴い、負担金及び補助金を返還するため、計上するものであります。

30ページを御覧ください。

7款1項3目地域振興費、12節委託料6,000万円及び24節積立金9,000万円につきましては、ふるさと応援寄附金の寄附額が増加していることから、計上するものであります。

31ページを御覧ください。

8款2項1目道路維持費、10節需用費のうち、光熱水費300万円の減につきましては、道路照明灯のLED化に伴う電気使用料の削減により減額するとともに、12節委託料250万円の増につ

きましては、街路樹の剪定について住民等から要望が寄せられているため、増額するものであります。

32ページを御覧ください。

8款4項3目公園管理費、12節委託料300万円につきましては、緑地や公園の支障木伐採等について住民等からの要望が多数寄せられているため、増額するものであります。

同じく、14節工事請負費200万円につきましては、毎年実施している遊具点検の結果、補修が必要な遊具があることから、増額するものであります。

8款5項1目住宅管理費、14節工事請負費150万円につきましては、定住促進住宅の設備について経年劣化により補修が必要なことから、増額するものであります。

34ページを御覧ください。

10款1項3目学校教育費、18節負担金、補助及び交付金111万6,000円につきましては、しらかし台中学校の駅伝チームが、12月に開催される全国大会へ出場することから、補助金を増額するものであります。

同じく、19節扶助費696万3,000円につきましては、就学援助費の支給対象者の増加により、現計予算では不足が見込まれるため、増額するものであります。

10款2項3目学校施設費、10節需用費530万2,000円と、35ページの10款3項3目学校施設費、10節需用費368万1,000円につきましては、電気料金の高騰に伴い、小中学校の光熱水費が現計予算では不足することから、増額するものであります。

36ページを御覧ください。

10款5項3目学校給食施設費、10節需用費296万6,000円につきましては、電気料金の高騰に伴い、学校給食センターの光熱水費が現計予算では不足が見込まれるため、増額するものであります。

10款5項4目学校給食費、10節需用費724万9,000円につきましては、食材価格高騰により、賄い材料費が現計予算では不足することから、増額するものであります。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木忠美君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第27、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは7名であります。通告順に発言を許します。

10番 今野隆之君の一般質問の発言を許します。今野隆之君。

〔10番 今野隆之君 登壇〕

○10番（今野隆之君） 改めまして、おはようございます。10番 今野隆之でございます。

今回は2点、通告順に質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

1、不登校児童生徒と保護者への支援・いじめ対策等について。

文部科学省は2020年度の問題行動・不登校調査の結果を公表しました。全国の小中学校の不登校の児童生徒は10年連続の増加となり、約29万9,000人と過去最多を更新し、ここ2年間で10万人以上の大幅増となりました。特に、宮城は6,188人で、1,000人当たりの不登校児童生徒数は全国で6番目に多い36.3人となっています。

県教委は、行きたくなる学校づくりとともに、フリースクールなど民間とも連携し、教育機会を確保する必要があるとしています。文科省は、必ずしも学校に行く必要はないとの認識が、保護者や教師の間で広まったことが不登校増加の要因と分析、また不登校理由については、無気力、不安が51.8%と過半数を占めております。

今回の調査結果を受け、文科省は、本年3月に策定したCOCOLOプランの対策を前倒し、学びの多様化学校設置促進やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、保護者の会など、保護者への支援等を継続して実施するとしました。

不登校は、当事者はもちろんのこと、保護者も孤独・孤立感を深めるケースが少ないので、支援を充実させていかなければなりません。

さいたま市では、不登校の児童生徒にインターネット上のメタバース（仮想空間）に教室を開設し、学校に行けない子供の居場所としても活用されています。

次に、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

2022年度に、学校で認知したいじめ件数は約68万件となり、過去最多を更新しました。学校

現場から積極的な把握が進んだとの評価がある一方、重大事態も大幅に増加しました。県教委は、いじめの解消率は77.5%と、前年度より減少したが、安易に解消したと判断せず、継続的な観察が必要だとしています。

いじめは決して許されないことであり、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであり、いじめの重大事態化を防ぐため、早期発見・早期支援を強化していかなければなりません。

そこで、不登校児童生徒と保護者への支援、いじめ対策等について、町の考えを伺います。

(1) 不登校児童生徒の現状、学校以外の居場所を伺います。また、安心して学ぶことのできる、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を伺います。

(2) 不登校児童生徒と保護者が孤立することのないよう、相談体制を強化すべきと考えますが、現状と課題を伺います。

(3) 不登校児童生徒のICTやタブレット等を活用した学習の現状と課題を伺います。

(4) 不登校の原因の一つであるいじめの根絶に向けた取組の現状と課題を伺います。

大きい2番、児童生徒等性暴力を根絶する社会に向けた取組について。

2022年4月に、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行されました。児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としています。

本法により、その防止等に関する総合的な規定が初めて整備されました。指針では、子供を性暴力等から守り抜くために全力を尽くすとし、学校や教育委員会は防止に向けた研修等の対応や早期発見・対処を行う必要があることを明記しています。

性暴力は、長期的影響を子供に与え、極めて高いPTSD発生率があるとされております。本年7月には、仙台市の児童館で職員による女子児童に対してのスマートフォンによる盗撮事案が発覚しました。

運営団体は、再発防止策として、業務中のスマホの使用禁止や異性の児童に対する適切な接し方、トラブル発生時の速やかな報告の徹底と、不審物が見つかった際の対応マニュアルの作成も改善事項に盛り込んだとのことです。

小学校以外でも、保育所・保育園、幼稚園においても性暴力等は起こり得ます。性犯罪は再犯率が高いとされ、わいせつ行為で懲戒免職となった教員の免許再取得を制限する新法が施行されたほか、保育士の再登録も規則が厳格化されました。

性暴力は第三者が気づきにくい上、継続して危害が加えられる可能性は高く、子供と接する職業につく人に性犯罪歴がないことを確認する制度、日本版DBSの早期導入を望むものであ

ります。

そこで、児童生徒等性暴力を根絶する社会に向けた取組について、町の考えを伺います。

(1) 性暴力等の根絶に向けた取組について伺います。また、性暴力等の事案があると思われるときの対応はどのようにしていますでしょうか。

(2) 性暴力等を未然に防ぐためにも、教育職員等や児童生徒等に対し、啓発を図るべきではないでしょうか。

(3) 小中学校、児童館、保育所・保育園、幼稚園での職員の対応、警察署等への通報、連携等に関するマニュアルの策定をすべきではないでしょうか。

(4) 性暴力等の早期発見の観点から、教育職員等や関係者、また子供自身へのアンケート調査は有効だと考えられます。アンケート調査を実施すべきではないでしょうか。

(5) 相談窓口は高い専門性が必要となると考えますが、相談窓口の設置状況を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局答弁願います。

1の不登校児童生徒の保護者への支援・いじめ対策等について、2の児童生徒等の性暴力を根絶する社会に向けた取組について。初めに教育長、次に町長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 10番 今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の(1)についてお答え申し上げます。

本町における不登校児童生徒数は、10月現在で80名となっております。学校以外の居場所としましては、総合体育館の1室を借りまして、平成29年7月から子どもの心ケアハウスを設置し、学校生活に困難がある児童生徒の学びの場や、学校復帰等を目指す児童生徒の居場所づくりに努めております。

さらに、不登校や不登校傾向にある児童生徒の学べる環境として、各学校においてはサポートルームや学び支援教室の整備、オンライン授業などを提供しております。

次に、(2)の相談体制の現状と課題についてでございますが、初めに、児童生徒や保護者に対する相談体制の現状としましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談専門員を配置し、専門的な知識等を活用して、学校やケアハウス等関係機関と連携し、児童生徒や保護者に対する相談支援体制を図っております。

次に、課題につきましては、児童生徒や保護者の抱える問題には適切な支援を行っておりますが、保護者の方々の問題も多岐にわたることを含め、保護者の方々の要望に沿って、専門機関につなげる必要があると考えております。そのため、不登校児童生徒や保護者が孤立するこ

とのないよう、より一層相談体制の強化を図ってまいります。

次に、（３）の不登校児童生徒のＩＣＴやタブレット等を活用した学習の現状と課題についてでございますが、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会の確保や、タブレットに学習課題等を配信し、自宅学習の機会を設けるなど、登校できない場合においても、学校と児童生徒をつなぐ手段を確保しております。

しかしながら、児童生徒の心身の状態により、タブレット等を活用した学習に至っていない場合もあるため、児童生徒に合った学習機会の確保に努める必要があると考えております。

次に、（４）のいじめの根絶に向けた取組の現状と課題についてでございますが、まず、町の取組としては、各校教頭、学校安全担当主幹教諭から成るいじめ・不登校対策連絡会議と、各学校の担当者から成るいじめ・不登校対策担当者会議を設置しております。

また、各学校の現状としましては、授業や学年集会等の機会を活用し、いじめを生まない学校・学級づくりに努めるなど、未然防止に向けた取組や、定期的に学校生活アンケートを実施し、早期発見・早期対応に努めております。

課題につきましては、初期対応が大切であることから、指導における教職員間の情報共有を密に図るとともに、いじめの定義や初期対応について、全職員の共通理解を図るよう指導しているところです。

次に、第２点目の（１）についてお答え申し上げます。

まず、（１）の性暴力等の根絶に向けた取組や、性暴力等の事案があると思われるときの対応についてでございますが、現在、本町においては、性暴力等の事件は発生しておりません。県内で発生した場合は、その都度、県からの通知があるため、校長会で常に服務規律について指示を行い、教職員へ周知徹底しているところであります。

また、性暴力は犯罪行為であることから、事案発生時は、初動対応として警察への通報を行い、その後関係機関等と連携した対応や児童生徒の心のケアについて、スクールカウンセラー等による相談体制を図ることとしております。

次に、（２）と（４）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

まず、教育職員については、事件・事故の未然防止について、県教委から通知が発出されており、その都度、校長会、教頭会にて注意喚起と、教員としての服務規律の遵守を指示しているところです。

児童生徒につきましては、教育課程の中でこのような取組はございませんが、様々な問題が発生しないよう、日頃の生活指導や学級指導、特に性に関することは、養護教諭を通して相談

するよう指導しております。

次に、（３）の小中学校での職員の対応等に関するマニュアルの策定についてでございますが、各学校においては、性暴力等に限らず危機管理マニュアル等を整備しており、マニュアルに沿って対応するよう指導しております。

次に、（５）の相談窓口の設置状況についてでございますが、性暴力等に限らず、総合的な相談窓口として、養護教諭のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談専門員を配置し、専門的な知識等を活用して、学校等の関係機関と連携し、児童生徒や保護者に対する相談体制を図っております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 次に、２の（１）、（３）、（５）について、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 10番 今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

第２点目の児童生徒等性暴力を根絶する社会に向けた取組についてお答え申し上げます。

まず、（１）の性暴力等の根絶に向けた取組と性暴力等の事案があると思われるときの対応についてでございますが、町では、児童福祉、保健医療、教育、警察、地域などの関係機関で構成する利府町要保護児童対策地域協議会を設置し、性暴力を含めた児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組んでおります。

関係機関においては、性暴力を含めた児童虐待を疑うような状況を確認した際には、速やかに町に通告する体制を整備しており、児童の安全対策に係る国及び県からの通知を周知するとともに、研修会などを通して対策の徹底を図っております。

次に、（３）のマニュアルの策定についてでございますが、初めに児童館等においては、利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を策定しており、事業者は利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに安全に関する事項について計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めております。

このことから、各児童館などでは、警察署等への通報、連携に関することも含めた安全対策危機管理マニュアルなどを作成し、日頃から危機管理や安全対策に取り組んでいるところであります。

また、特定教育・保育施設等については、自ら発信できない幼い子供たちであることから、施設職員が目視により体調の変化を確認し、早期発見と予防に努めているところであります。さらには、国や県からも様々な関連通知で対応事例が紹介されているほか、児童への教材や職員のチェックリストなどが提供されております。

施設内研修等で職員の意識を高め、対策についての知識習得ができているものと考えておりますので、マニュアルの策定については必要性を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

次に、(5)の相談窓口の設置状況についてでございますが、本町においては、子ども家庭センターが窓口となり、専門的な知識を有する保健師、看護師、保育士などが対応しているところでございます。

また、関係機関におきましても、宮城県女性相談センターやみやぎ男女共同参画相談室などの相談窓口が開設されているほか、町の広報紙やホームページ等において、性暴力やデートDV防止等に関する啓発に取り組んでいるところであります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。今野隆之君。

○10番（今野隆之君） では、再質問していきます。

まず、町の小中学校の不登校者数、これは令和5年度10月末で80人というふうなことですが、これは前年同期と比較すると16人増えているんですね。それで、令和4年度末時点で112人ですから、今年度末にはもっと増えることが予想されます。いかにその学びの場や居場所を提供していくのが喫緊の課題でありますけれども、町としては、各学校においてサポートルームや学び支援室を整備し、オンライン授業の提供も行っているということですが、このサポートルームや学び支援室を、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

サポートルームや学び支援教室の設置についてでございますが、各校にサポートルーム、それから、ほっとルーム、それから、くるみルーム等と名称は様々なんですが、そういう部屋を用意しまして、不登校傾向の子供たちの対応に当たっております。

それから、利府第三小学校においては、学び支援教室といたしまして、加配をいただいております。そこの一つの部屋に専門の教員、そして県のほうからもサポートのスタッフが定期的に参加して、支援に当たっているという状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） このサポートルームとか、学び支援室で勉強もするんでしょうけれど、それは当然授業に参加してるというふうなことで大丈夫なのか、それとオンライン授業の提供も行っているということですが、これは例えば自宅でオンラインの授業を受けるというふうなことも含まれているんでしょうかね。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

教室のほうで行っている授業については、授業として考えている、そのとおりでございます。それから、オンライン授業についても、各学校の状況にはよるんですけども、でも学校長の判断ということもありますが、どこであれ、学校の別室であれ、自宅であれ、オンライン授業を受けていると。その内容についても授業そのものを映したりしている場合もございます。または、その子に応じた学習課題を与えておりますので、そこは学校長の判断とはなりませんけれども、出席扱いというふうにできるというふうになっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 文科省が発表したCOCOLOプランによりますと、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目標に、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備を上げています。

ここで、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームの設置ということも上げているんですけども、設置状況を見ると、これは令和5年2月現在ですけど、全ての学校に設置している市町村が228、設置している学校がある市町村が1,015となっております。

各学校において支援スタッフ等を活用し、空き教室等を利用し、校内教育支援センターを設置すべきではないでしょうか。

この校内教育支援センターとは、先ほどのサポートルームとか、学び支援室というのはまた別だと思いませんか。ですから、この校内教育支援センターは、ぜひ設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

校内教育支援センターというところではございませんが、先ほど申し上げたとおりサポートルーム、学び支援教室等を設置しておりまして、そこには学び支援員、それから中学校区ごとに配置している学校学びサポーターを中心に、児童生徒の支援に当たっているというところがございます。また、そこがどうしても使えない場合についても、保健室等において対応しておりますので、設置はしていませんが、十分に対応できていると考えておるところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 今現在設置していないということですけども、今後設置すべきでは

ないでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） 設置するというふうには考えておりません。今申し上げたとおり十分に対応できておりますので、このままの状況で今のところは進めているというところですので、御理解願います。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） じゃ、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、文科省が発表した令和4年度児童生徒全体における不登校原因によりますと、無気力、不安が51.8%と大きい割合を占めています。次に、生活リズムの乱れ、遊び、非行が11.4%となっています。この文科省が発表した不登校原因、これをどのように分析しているのか、それで活用はどのようにやっているのか。また、町の児童生徒の不登校原因についてもお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

いじめ・不登校対策連絡会議ですとか、いじめ・不登校対策担当者会議、そして生徒指導担当者会議等におきまして、現状の把握はしているところでございます。全国の結果の分析もそうなんです、それよりもやはり利府町の学校の状況を常に把握しておりまして、一人一人の状況に応じた対応について検討しているところでございます。

町の不登校の原因としては全国と同様な形にはなりますが、小学校のほうでは家庭環境、それから学力不振、そして集団不適応というふうになっております。中学校のほうでも、家庭環境、学力不振、集団不適応、加えて怠学というふうになっております。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 分かりました。

次に、学校登校にこだわるのではなくて、不登校であっても児童生徒が主体的に、主体性を持って自分らしく生きていくことに重きが置かれているということです。子供の学習権、これは保障していかなければならないと思います。

しかし、不登校のリスクである勉強の遅れ、社会からの孤立への対応について、学校、家庭、地域社会が連携して取り組むべき課題だと考えますが、町の見解をお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

学習の保障につきましては、ここも先ほどお答えしたところですが、タブレット等を活用したオンライン授業ですとか、それぞれその一人一人の状況に応じた学習課題の提供等を行っているところです。

また、社会からの孤立、自立の促進ということへの対応については、1つは、卒業時、または入学時の時期ですけれども、スクールシップ間での話合い、小中での話合い等により、一人一人に応じた対応策を考えたり、それから中学校のほうですと、卒業、受験の時期に合わせまして、一人一人のこれも具体的な将来の目標を意識させたりすることで、自主性・自発性を引き出すようにしているところでございます。

また、利府町のいじめ・不登校対策としまして、学校、家庭、地域、関係諸機関との連携を図っているというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 学習の遅れとか、社会からの孤立の対応、これはしっかりやっていただきたいと思います。

では、次に、総務省の不登校・ひきこもりの子ども支援に関する政策評価では、学校においてはチーム学校による対応を進めるなどにより、児童生徒に寄り添った支援策となっているが、振り返りつつ、フォローアップに取り組んでいくことが期待されるとしています。

COCOLOプランの中では、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援するとあります。町のチーム学校の取組を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

どの学校でも、SOSをキャッチした際などについては、担任はもちろんですが、養護教諭、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等が連携して、それぞれに対応して最適な支援につなげることができるようにしております。また、ケース会議、個々に応じたケース会議などを行って進めているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 今、出ましたケース会議、これはどのようなときにその会議を開くような形になっていますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

まず、その子一人一人の状況、それから、それぞれの各学校で対応している際に、これは様

々な視点から会議を開き、その子に応じた最適な支援がどうなのかということが必要だとなった場合について行うものでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 分かりました。

では、次に、不登校児童生徒が学校に戻りたいと思ったときに、本人とか保護者の希望、状況に応じて、例えばクラス替えをしたり、あと転校したりすることについて、町ではどのように対応しているのか、伺います。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

そのことについても、それぞれの個々の状況には応じていきますが、本人、保護者の希望をしっかりと聞きまして、その希望に応じて、できる限り対応しているというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 分かりました。

次に、つくば市は先進的に不登校支援に取り組んでいるんですが、長期欠席児童生徒アンケートというのをやっているんですね。町としてもそういった長期欠席児童生徒アンケートを実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

そこに特化したアンケートということは考えてはございませんが、今後も児童生徒本人、それから保護者の気持ちに寄り添った対応をしていくというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 分かりました。

アウトリーチ支援、これはどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） アウトリーチ支援といたしましては、ここも同じなんですけれども、その一人一人の状況に応じ、必要に応じては家庭訪問をすることもございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） このアウトリーチ支援というのは非常に大事だと思うんですよ。実際、家庭訪問をするとかという、逆に保護者とか児童生徒から断られるとかというのもあると思

うんですけれども、これを積極的にもっと進めていくにはどうしたらいいのか、お伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

確かに、その子その子に応じての対応になりますので、家庭訪問をすることが逆にプレッシャーになったりすることもありますので、その際は無理に家庭訪問をすることもなく、別な支援の方法を、ケース会議等も含めてみんなで検討して進めているというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君、今質問している項目は、どの項でやっていますか。今質問項目を上げているわね、1番のやつ（1）からずっと。その中のどの項のやつで質問していますか。

○10番（今野隆之君） 今（1）です。

○議長（鈴木忠美君） （1）ですか。

○10番（今野隆之君） （1）というか、大きい1番。

○議長（鈴木忠美君） 1番の（1）でやっているの今ね。その中で進んでいるということね。

○10番（今野隆之君） はい。

○議長（鈴木忠美君） 今だんだん広くなっていったもので、どこへ行ったのかなというやつで、今再確認をさせていただきました。今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、教育委員会事務事業点検評価報告書によると、令和4年度の教育的支援を要する子供への支援の充実はやや遅れていると評価されています。また、計画期間満了に伴う達成状況については、達成されたとはいえないと評価されています。この結果を踏まえ、町として課題をどう捉え、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

教育的支援の取組自体は評価できるという回答をいただいております。ただ、令和4年度、3年度もなんですけれども、コロナ禍の影響が大変大きかったということで、不登校児童生徒数を見ると増えているというところで、やや遅れているという判断がされたものであります。

今後の取組につきましては、ここまで答弁してきたとおり、丁寧に対応していきたいというふうに考えてございますので、御理解願います。

○議長（鈴木忠美君） 今野議員、もう一度申し上げます。

ちょっと今（1）の質問をしているんですけれども、内容的に質問事項がちょっと違うような感じがするんですけれども、やっぱりそのこのところ、この項目に合った中での質問をひとつ

お願いいたします。今野隆之君。

○10番（今野隆之君） それでは、（2）にいきます。

不登校の小中学生のうち、学校内外の専門機関等で相談指導等を受けていない小中学生が11万4,000人、これは不登校者数の38.2%にも上るんですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや相談機関、支援機関等の情報を、ホームページやチラシ等、様々な媒体を通して周知しておく必要があると考えますが、町の取組を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） 議員御指摘のとおり、必要な情報を提供することは大変大事なかなというふうに考えております。各校で十符ルーム、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等から発信される情報を提供しているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） じゃ、（3）にいきます。

不登校の児童生徒への支援におけるメタバースの導入を検討すべきではないでしょうか。町の考えを伺います。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

今年度、十符ルームのほうで一度試行ということで体験をしておるところでございます。一日というか半日ぐらいですね。ちょうど通所していた子供たちを対象に体験活動をしております。

また、今後さらに2週間プラス4週間ということで、6週間の無料体験の計画をしておりますので、そのように進めていく。その後、検討していくというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 児童生徒からはどんな感じでしたでしょうかね、感想とか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） はっきりとは本当に短時間の体験だったので、押さえてはいませんけれども、今後またやるということですので、これから見ていきたいと思えます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） じゃ、ぜひ児童生徒の感想も聞いていただければと思います。

次に、（4）番に行きます。いじめについてですね。

増えてきているということで、ただ、いじめが原因の不登校は0.2%とかなり低い数値となっ

ているんですね。ただ、当事者が答えた実態調査では25%強と、85倍の差が表れたということで、不登校に至るいじめが学校で見過ごされている可能性もあります。

いじめは、周囲から見過ごされやすいという前提を教職員、保護者に周知して、不登校当事者調査を実施すべきではないでしょうか。町の考えを伺います。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

特化して不登校当事者調査という実施はしていないところではございますが、毎月行っております学校生活アンケートの中で、その対象となるような事案が見つかった場合については、すぐにその実態を把握しまして、初期対応に当たるようにということで進めておるところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 分かりました。

では、大きい2番の（1）にいきたいと思います。

仙台市児童館職員による盗撮事件が発覚後、町長部局、教委では、それぞれどのような対策を新たに実施したのか、伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁。それでは、保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、町のほうの対応でございます。こちらに関しましては、まず、県警察本部のほうで県職員と仙台市の職員を対象にいたしました研修会が開かれております。こちらの資料の提供がございましたので、各施設に周知を図り、今後そういった性暴力的な案件がないように、指導をしていただいているところでございます。

また、宮城県の児童館等の協議会がございまして、こちらでもコンプライアンス研修が行われておりますので、こちらにつきましては、子ども支援課の職員と併せまして児童館の職員が参加をさせていただいておりますので、情報共有をしながら、今後の対応に努めていくというふうなことにしております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

この事案ということではないんですが、先ほど教育長答弁にあったように、そのような通知があった際には、校長会、教頭会等で綱紀粛正、服務規律についての指示をし、それが各学校

に下りていきまして、職員会議、それから打合せ等で、その指示、伝達を行っているというところに加えて、コンプライアンスチェックシート等を活用して、毎月チェックをしているというところがございます。

○議長（鈴木忠美君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） しっかりと対策を立てて対応していただきたいと思います。

次に、職員の目の届かない場所、死角とか、そういった場所に防犯カメラの設置は必須と考えます。事件が起きてからでは遅く、未然防止という観点からも、防犯カメラの設置を強く要望するものでありますが、町の考えを伺います。

○議長（鈴木忠美君） 今野議員、それはちょっと、今ここで新しい中だと余計あれになってしまふから、ちょっとやっぱりここで質問事項で上げたやつの中でのお話をしてほしいのね。何かの要求、要求できても。

○10番（今野隆之君） 防犯カメラというのは通告外みたいな形になるんですか。

○議長（鈴木忠美君） 今の今野議員が質問しているやつは、こちらで答弁してるやつに対する再質問じゃなく、新たなあれで今質問しているわけですよ、もうちょっとね。まるきり関係ないとは言わないけれども、やっぱりそれを、前にもお話ししたとおり、だんだん広がっていくと、ちょっとおかしくなるんで、やっぱり絞り込んでやっていただきたいと思います。今野隆之君。

○10番（今野隆之君） はい、分かりました。

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、10番 今野隆之君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。再開予定は13時といたします。

午前11時54分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 須田聡宏君の一般質問の発言を許します。須田聡宏君。

〔3番 須田聡宏君 登壇〕

○3番（須田聡宏君） 会派チームリスペクト、須田聡宏です。

一般質問の通告書のほうを読み上げたいと思います。

質問事項、教員の労働環境の改善について。

教員の働き方について中央教育審議会は、危機的な状況にあり、社会全体で取り組むべきだとする緊急提言をまとめ、学校業務を地域に分担するなどの対応策が盛り込まれた。教員を取り巻く環境は、国の未来を左右しかねない状況にあるとして、国や自治体、学校に加え、保護者や地域住民、企業など社会全体で課題に対応する必要があるとしています。

教員の労働環境の改善についてどのように考えているのか、以下の点について伺います。

(1) 行事などの厳選、コンパクト化、ICT活用による効率化を図るなど、業務量を削減する方策は取られていると思います。小中学校教員の勤務時間の状況はどうか、伺います。

(2) 休暇等について、取得しやすくするためにどのような配慮がなされているかを伺います。

(3) 東北の中でも宮城県は2学期制の導入率が高く、70%以上の自治体が採用しています。2学期制のメリットとして、働き方にゆとりが生まれるとの意見がありますが、本町は3学期制を採用している理由をお伺いします。

(4) 地域住民や企業などに対して、理解、協力を求めることはあるでしょうか。

続いて、2、部活動の地域移行について。

生徒にとって望ましい持続可能な部活動と、学校の働き方改革の両立を実現していくため、スポーツ庁と文化庁は部活動の地域移行に関する新しいガイドラインを公表しました。学校部活動や新たな地域クラブ活動の在り方、地域移行に向けた環境整備、大会の在り方等を示しています。

主な対象は、中学校の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動で、高等学校の部活動も原則として適用されるとされています。令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、休日の学校部活動の段階的な地域連携、地域移行を進めるが、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとされています。

本町における部活動の地域移行について、以下の点について伺います。

(1) 現在の状況について、部活動指導員の採用状況、町内スポーツ少年団等の数や種目等をお伺いします。

(2) 中学校からの要望として、どのようなことが上がっているのか、お聞かせください。

(3) 生徒の要望、保護者の負担、指導者の確保、活動場所の確保と安全確保、予算、周辺自治体や中体連等団体との連携など、課題が非常に多いです。時間を要することは確かだと思います。2025年度までの計画と目標をお伺いします。

(4) 地域移行について、地域住民や企業に理解、協力を求めることはあるでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1の教員の労働環境の改善について、2の部活動の地域移行について、いずれも教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 3番 須田聡宏議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、（1）の小中学校教員の勤務時間についてでございますが、議員御指摘のとおり、行事等の厳選や業務量を削減する方策は、各学校で行っているところでございます。各学校におきましては、学校運営を考慮し、校長の判断により服務規程を定め、日々業務を遂行しているところであります。

次に、（2）の休暇等について取得しやすくするための配慮についてでございますが、教育委員会としましては、夏季休暇期間及び冬季休暇期間において学校閉庁日を設け、連続して休暇を取得できるよう校長会にて指示しております。

さらに、教職員が年休及びリフレッシュ休暇も積極的に取得できるよう指示しているところでございます。

次に、（3）の本町が3学期制を採用している理由についてでございますが、議員御承知のとおり、県内自治体の約7割が2学期制を導入していることは、教育委員会としても承知しております。どちらにもメリットやデメリットがありますが、教育委員会としましては、3学期制を実施することによって、児童生徒が長期の休暇期間にて様々な地域活動への参加や家族とともに過ごす時間を通じ、心も体も豊かになることを趣旨に実施しております。

また、近年の異常気象により、今年のような猛暑が続いた8月末まで登校しなくてもよいよう、子供のための安全な学びのためを考慮し、3学期制を導入しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（4）の地域住民や企業に対して御理解、御協力を求めることがあるかについてでございますが、様々な機会において、地域住民の方々に教育行政につきまして御理解、御協力をいただいているところでありますが、特にキャリアシップ事業においては、町内各事業所に御協力をいただき実施しております。

また、各学校においては、地域住民の方々の学校への協力として、ボランティア活動をしていただいております。さらに、教員の労働環境の改善に伴う地域住民の方々への御理解、御協力をいただく必要が生じた場合には、改めて理解を求めることとなりますので、県内の動向を踏まえながら調査検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、第2点目の部活動の地域移行についてお答え申し上げます。

まず、(1)の部活動指導員の採用状況、町内スポーツ少年団等の数や種目についてでございますが、部活動指導員につきましては、外部指導員として、町内中学校では、バスケットボール部、バレーボール部、野球部、サッカー部、剣道部の5部活動において、保護者の方や地域の方に無償で外部指導者をしていただいております。

また、利府町スポーツ少年団の登録団体数につきましては18団体となり、種目は野球やサッカーなどの8種目となっております。

次に、(2)の中学校からの要望についてでございますが、現在のところ特に要望は来ておりません。

(3)の2025年度までの計画と目標についてでございますが、本町としましては部活動地域移行を進める上で、本年度中に児童生徒、教職員、保護者、社会教育団体の意識調査を実施することとしており、その内容を踏まえて、情報交換会を開催するなど、今後の取組を進めていきたいと考えております。

最後に、(4)の地域住民や企業に理解、協力を求めることはあるのかについてでございますが、地域部活動移行につきましては、議員御承知のとおり、様々な課題が想定されておりますので、今後も周辺自治体の動向を鑑み、検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） それでは、ただいまのお答えにつきまして、再質問をさせていただきます。

まずは、教員の労働環境改善について、(1)なんですけど、ICT活用の事例と申しますか、そういったことについて、教員の働き方が改善された、業務が効率化されたというような事例がありましたら御紹介ください。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） では、お答えいたします。

ICT活用についてでございますが、例えば、学校の日誌ですとか、それから行事予定板、それから毎日の予定を書いています日報等、それをパソコン上で共有するような形を取っている学校がございます。

また、グーグルフォーム、タブレットを活用していますので、そちらのグーグルフォームに

より欠席連絡をしましたり、それから各種アンケートをグーグルフォームで取ったりしています。

また、教員の間では、グーグルドライブ、またはグーグルクラスルームを活用しまして、会議の資料等を使うなど、ペーパーレス化を図っているという例がございます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） グーグルクラスルームなどの活用というふうにありました。私も実際に使ったことがありまして、非常に便利なものだなと思うんですけども、小学校とかの事例では、ロイロノートというのを聞いたことがあるんですが、非常に便利なもので、先生方が活用しているというようなことを聞いております。

そういったICTの活用により、勤務時間が少しでも短くなるのが期待されるのかなというふうに思います。今後ともそういったことも調べていきたいと思います。

それで、先生方の勤務時間について、今現在教員の勤務時間の超過、勤務時間外の働いている時間はどのようになっているのか。近年においては、増減がどのような状況になっているのか知りたいと思い、質問しました。

教員の一日の勤務時間は7時間45分ですが、毎月勤務超過の時間を報告されていると思います。そういった状況を踏まえ、現在はどのような状況なのか、もし分かりましたら、町内の小学校と中学校の教員のそれぞれの超過勤務時間などが分かりましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） では、お答えします。

教員の勤務、超過勤務時間というところでございますけれども、まず、小学校、中学校共通していえることといたしましては、教頭がどうしても職務内容上、超過勤務が多くなるというところがございますので、毎月ではございませんが、80時間を超えるという月があるというところは事実でございます。

そのほかの職員等については、80時間を超えるということは、ほぼほぼないんですが、中学校の先生方については、季節によって80時間を超える教員もおるというところでございます。小学校については80時間を超えるという職員は、ほぼいないということで、特に小学校については、45時間を超える教員もそんなに多くない。45時間未満の超過勤務という状況にはなってございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） ありがとうございます。

教頭先生に至っては80時間を超えているというような現状がありましたけれども、80時間というのは大きな目安だと思うんですけども、何とか改善していくような形を探っていければなというふうに思います。

もちろん、そういった努力はされているとは思いますが、実際やっぱり学校の業務量というのは非常に多いのではないかなというふうに感じております。過剰な労働時間を削減するための方策として考えられることは、大きく3つあると思います。

1つは人員を増やすこと、もう1つは業務量を減らすこと、それから業務のシステム体系を変えるということです。人員を増やすということは人件費が当然増します。業務量を減らすために、他者、いろんな企業とかに業務を移行するとなれば、その分のまたお金、費用がかかるということもあります。

または、そのシステムや体系を変えるには法令を変えていくとか、そういったことが必要になってきますので、もしかすると町だけでは変えることができないということも出てくるのではないのでしょうか。

ここ数年での状況をお伺いしたいんですが、削減することができた業務というのはあるでしょうか。または、コロナを踏まえて増えてしまった業務もあるかもしれませんが、業務を簡略化しましたというものも含めて、多数ある場合は主なものだけで構いませんので、業務量が減ったもの、または増えてしまったものがあれば教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 須田議員、名前をちょっと間違えて大変失礼しました、ごめんなさい。

○3番（須田聡宏君） いいえ、気にしていませんので。

○議長（鈴木忠美君） それでは、教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） それでは、お答えいたします。

まず、ここ数年で減った業務としましては、給食費の徴収が学校ではなくなって、町のほうで行っているということが一番大きいかなというふうに思います。

それから、ここ数年の夏が暑いということも関係するんですけども、プール開放、夏休みのプール開放の期間を短縮しているというところがございます。具体的に言うと、5日間、1週間程度というふうに短縮しているというところがございます。

加えて言いますと、ここ数年、短縮してやっているものが、さらにやっぱり暑い日が続いてしまって、その設定した日も開放できないという日が、今年度は多かったというところも事実

でございます。

次に、増えた業務なんですけど、これはやっぱりコロナが関係しているところがありまして、コロナが5類へ移行となりましたので、増えたと言っていいかどうかはあれなんですけれども、4年前の元の形に戻ったということで、様々な活動、行事が4年前のとおりに行われているということで、例えば学習発表会、これは従来どおりのスタイルに戻したと。これまでは分散してやったり、それが一斉に行うところが多くなったということがあります。

それから、ファイブシップ事業、ブラザーシップの全体会を、みんな集まって行っているんですけど、十符っ子の日、こちら10月28日に集まって行ったということがあります。

または、キャリアシップ事業、中2の生徒が1週間、様々な事業所さんに御協力をいただいて、5日間、1週間事業ができたというところです。

それから、スクールバンドフェスティバル、これも4年ぶりに開催したということで、様々な行事が元のスタイルに戻ったので、増えたと言っていいかどうかはあれなんですけれども、そういうことがございます。

簡略化については、先ほどお答えしたようなICT活用、これによって簡略化できたことはたくさんあるかなというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 先日の十符っ子の日の発表は、私も参加させていただいたんですけども、非常にいい取組だなと。利府町ならではのすばらしい取組だなと感じております。子供たちが活躍する、そういった行事、文化祭とか学習発表会とか、そういったものが復活して、子供たちが生き生きと活動するのは、それはすばらしいことだと思いますし、よろしいかと思いますが、その一方で、やっぱり先生方の業務というのを減らすための対策といいますか、そういったことを、どのように考えていらっしゃるのかなということ、もう一つだけ聞きたいと思います。

今現在、例えば学校外のほうに移行できるような業務とか、これから削減できるのではないかというような業務等がありましたら、お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

2つ目の質問にもあったんですけども、まず一つは、今後、部活動の地域移行については、そこにあつたものかなということが考えられます。また、コミュニティーシップ事業のほうで、各学校において地域人材を活用して授業を手伝ってもらったり、行事を手伝ってもらったりと

いうところがあります。

同じように、学校ボランティアとして、例えば読み聞かせをしていただいているというところもあります。また、町のほうで会計年度職員がおりまして、例えば学習とか研究面においては学校教育専門員がおります。また、生徒指導面では教育相談専門員がおりまして、ほぼ毎日のように各学校に行って、学習面、研究面の相談とかサポートに当たったり、生徒指導面の何かあればということで、教育相談専門員がそこでサポートしたりというところがあります。

また、学校生活面におきましては、サポートティーチャー、主に小学1年生の学習支援に各小学校に入っております。

また、特別支援助手、それから学校図書用務員、スクールガードリーダー、これは中学校区にそれぞれおるというところで、教員の負担軽減の一つにはなっているかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） ありがとうございます。

なかなか、なくしていく業務は少ないですけれども、あるということで、多くは地域の方々のボランティアとか、お手伝いで成り立っている。またはサポートティーチャー、支援員等の配置でもって分担しているというようなことかなというふうに聞きました。

業務量というのはなかなか減らせないので、人員を増やしてサポートを増やして、1人当たりの業務量を減らすというふうな形で捉えたのですが、そういったことでよろしいのかなと思います。ありがとうございます。

続いて、休暇の確保について質問します。

夏休み、冬休み、長期休暇期間がありますが、それぞれ学校閉庁ということがありましたけれども、大体はお盆の周辺の期間、それから冬休みについては三が日とか、そういった周辺の期間が、そのような学校閉庁になっていると思いますけれども、年休等の休暇は、当然長期の休暇であれば取りやすいわけです。休暇が取りにくいのは、授業のある日ということになります。

校長会としても、授業のある日に年休を取ってくださいとは、なかなか言いにくいというふうに思います。それは、原因としては慢性的な人員不足だから、なかなか学校の授業がある日に休暇を取るとするのは難しい。

当然、出張の先生がいたり、病休、育休で休みを取っている先生もいらっしゃる。そういつ

た人員が減っているような状況で休暇を取るといのは、やはり先生同士、教員同士、状況は理解できるので、なかなか休暇を取りづらくなるということですね。抵抗感を感じてしまうということですよ。

なので、長期休暇期間ではなく、授業のある日でも休暇を取りやすくする配慮についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

長期の休みのときには、そのように配慮しているところでございます。ふだんやはりその取りづらさという思いはあるかもしれませんが、やらなければいけないこともあります。授業は当然進むということはあるのですが、ぜひ年休は取ってくださいということで、教育委員会のほうでは申しているところです。

確かに行事のその日とか、絶対に外せないところは外すわけにはいかないんですけども、それ以外であれば授業の日であれ、とにかく自分の休みですので、そこはぜひ取ってくださいということで指示はしているところでございます

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 状況のほうは非常に分かります。なかなか休みを取れる状況にあるかどうかというのは、やっぱり教員も一人一人その状況、職場の状況を鑑みて判断しているかとは思いますが。大きな行事があったりしたときには、なかなか休みは取れないと思いますし、取れないものかなというふうに思います。

ですが、どうしても取らなくては行けないという状況も多々ありますので、そういったところは、職場の環境というか、雰囲気とか、そういったもので、校長先生はじめ、休みが取りやすい状態にさせていただけたらなと思います。

何よりもやはり人手が不足すると休みが取りにくいわけですよ。人員を増やすことができれば、1人当たりの業務量が減って、休憩や休暇、そういったものを取りやすくなります。人手がないので、休みが取りにくいという状況です。ただ、昨今は人員、つまり教員を確保すること自体が難しい状況になってきているのは、皆さんも御存じかと思います。

今後、教員の確保が難しくなってくるということを考えたときに、教員のなり手不足については、どのようなお考えでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） そこはちょっと。

○3番（須田聡宏君） 分かりました。失礼いたしました。

では、1つ違う質問をさせていただきます。

一日の業務の中で休憩が取りにくい状況というのがあるかと思うんですが、それは仕方がないのかなと思うんですけれども、そういった一日の中で休憩を取りにくい状況を緩和する措置などは考えられているでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

休憩時間については、各学校で勤務時間規程により決まっておりますので、そこで取れば一番いいんですが、やっぱり状況に応じては、そこで、そのとおり休憩を取れるということは、ある日とない日とあるかと思えます。

そこで、校長判断にはなりますけれども、毎日の決まった時間に取れない場合については、別な時間で取れる時間を設定して取ってもらうとか、また日々の業務の中で、主に教頭だと思わうんですけれども、先生方一人一人がどこで仕事をしていて、休みが取れていないかという部分をちょっとチェックを、数字で何時間分とかということがあって、ここで休んでいないからということで、校長がじゃということで対応しているというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） なかなか一日の中では休憩が取れないときには、それを代休じゃないですけれども、違う日、違う場面でその休憩分を取っているということですね。承知しました。

続いて、2学期制について質問させていただきます。

児童生徒が長期の休暇中に様々な体験を通して心身ともに豊かになるということは、非常に素晴らしいことだと思います。町内の中学校の年間行事計画を見てみると、夏休みは36日、冬休みが12日、合計すると48日ほどあるわけですね。もし、これが2学期制になったとすると、夏休みが34日、秋休みというのが入って2日間、冬休みが12日、変わらず12日ですね。合計しても同じ48日間になるかと思えます。

児童生徒が様々な経験を得るには、3学期制でも2学期制でも同じ長期間の休業は取れているのではないかなと考えます。また、家族と行動できるのは、実際は土日、それから夏休みであればお盆期間、やはり親の仕事がないときと子供が休みのときというふうになりまして、子供の体験が活発化するのも、そういった重なった時期なのではないかなと思えます。

2学期制のメリットとして、長期の休暇も確保しつつ、1学期に集中する行事と成績処理、通信表の所見などが重複することが多忙の原因となっておりますので、ここの教員の多忙解消になるためには、2学期制のほうが有効ではないか、多忙が引き起こすゆとりのなさというの

は、結局は児童生徒のほうに影響を与えることとなりますので、まずはこの点を考慮して、2学期制導入を検討できるのかどうかということを伺います。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

今、議員の話されたとおり、どちらにもメリット・デメリットがあるというところは承知のところでは、利府町のほうでは、教育長が答弁したとおり、3学期制を導入しております、今後も3学期制を取っていくという考えではあります。その理由としましては、長期休業になる前のタイミングで、やはり通信表、3学期制ですね。3学期制の場合に夏休みの前、冬休みの前というところで、休みに入る前にやはり子供、保護者と学校の連絡という意味では、すごく子供や保護者にとっては、子供たちのどういう状況だったのかというのはよく分かると思います。

それがないと、どうしても通信表等の連絡がないまま夏休みを迎え、そして秋休み前、9月末とか10月頭に学期ではない、3学期制だとすると、中途半端な場面でというふうになりますので、だらだらとなってしまうということがありますので、その学期の区切り、季節の区切りで、そういう連絡をすることで、保護者とのつながりというか信頼関係も取れます。

そうすると、確かにその作業は忙しくなるということはあるんですけども、信頼関係は密になります。そうすると、問題も起きづらくなります。ですので、先生方のゆとりよりも、逆にそれで連絡が密じゃなくなるために別な問題が起きて、そこに時間が取られると、余計に、逆に大変な状況になるということがありますので、そんなところが1つあるかと思います。そういうところで学期の区切り、気持ちの区切りを大事にしているということがあります。

また、長期の休み、36日と34日ということではありますが、やはり長く休めると。特に、教員にとってはお盆の前後を合わせると、今年度の例でいうと最大24日取った先生もおります。校長、教頭についても、その前後で分けて10日、2週間近く休めているということで、かなりのリフレッシュができるんじゃないのかなというふうに考えているところです。

加えて言いますと、利府町の先生方から、2学期制にしてくれという強い要望は聞いておりません。今、人事異動の季節になってきていますが、利府町の先生方は長期になって異動を希望をされるときに、多くの先生が、やはり利府町の中で異動したいということがありますので、そういう思いはあるのかなというところを感じております。ちょうど今感じているところでした。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） ありがとうございます。

様々なことをちょっと今思ってしまったんですけれども、夏休みの期間中に長く休みが取れるというのはすごく魅力的で、教員の仕事の魅力でもあるのですが、私、中学校の部活動を担当していたときは、子供たち非常に頑張って、県大会に行くぞということになると、夏休みの前半は、ほぼほぼ練習に付き合うことになりますので、なかなかそっちも私は楽しかったのですが、状況によるのかなと思います。ですが、そういった長く休みを取れるように配慮していただけるということには非常に感謝したいと思います。

夏休みには、これは小学校、中学校共通なのかはちょっと分かりません。中学校では教育相談というのがあります。保護者を交えた面談を夏休みに入ってからするわけで、このときに保護者との関わりというのが取れる。いわゆる三者面談というやつですね。

そういったことで、面談があるので通信表の所見をなくすというような対応をしている学校、または市町村もあります。そういった形で、通信表の所見というのが、これが非常に時間がかかる業務であります。そのところ、保護者との連絡も大事なんですが、少しでも教員の休む時間を確保するために、そういったところにシフトしてもらえないかなというふうに考えます。

また、1学期というのは非常に年度初め、行事が立て込む時期でもあります。入学式から入って、様々な修学旅行だとか、それから中学生であれば中総体なんかも6月に入ってきます。中には合唱コンクールなどを7月辺りに予定するような学校もあるのですが、その中で成績を付け、所見を書くということは、もう苦行なのかなと思うような感じもしました。

そういう状況を考えると、1学期というのは非常に多忙なわけですね。なので、1学期の多忙を解消する手だて、そういったものがあればお聞かせください。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

確かに、1学期、そういうことでたくさん多忙なところはあるかと思いますが、先ほど申し上げたとおり、やれるところはICT活用等々をやっております。所見の話があったんですけれども、利府町の考えとしては、それは所見を書いて、その後に面談することも当然なんですけれども、やっぱりそれは教員の仕事だと思っております。そこを省いてしまっただけでは、先ほどと同じことになるんですけれども、記録に残さず言葉だけでも伝わるかもしれませんが、残るといふところでは、やはり物すごい信頼関係というか、そういうつながりができますので、やはりそこをすることで、そこは若干手間というか、時間はかかりますけれども、それをやることで、その先に問題が起きないということが出来ますので、そういう意味で、学校の先生方

については忙しいのは重々分かっているけれども、何のためにこれをやっているのかと。大変だけれども、そこはやらなければいけないところであるということは、校長会、教頭会を通じても行っておりますので、その上で、やはりやれることは、今現在も簡略化等々できるところは、やっているというところがあります。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 時間をかけてやはり保護者、それから子供たちと、しっかりと関係を持っていくと、これは非常に大事なことです。時間と引き換えにということになってしまうのが非常に残念なところでありまして、通信表の所見に限らず、日々の学級だよりとか、学年だよりとか、そういったもので子供たちの様子を保護者に伝えることによって、信頼関係とか、理解が深まる。これは当然、時間をかけなくてはいけないことですので、かけた分だけ、それはよくなる、そう思っています。

私自身もそうしてきましたし、それはいいんですが、ただ、それが80時間以上の超過勤務につながるのであれば、それに対応しないといけないのではないかなというふうに思っております。これは非常に大きな問題として考えておりますので、今後とも、いろいろな対策を検討していただければと思います。

続いて、部活動の地域移行について、5つの部活動に無償で外部指導者をしていただいているというふうなお話がありました。利府町スポーツ少年団の登録数は18団体、野球やサッカーなど8種目、非常に多いなというふうに感じました。それらが将来的に地域の活動ということで移行していく可能性があるということを確認しなければなりません。

まず、外部指導者の無償ということについてなんですが、補償や責任を考えると、今後有償にしなければならないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） 今、ボランティアの方は無償で、当然やっていただいているところですが、今後部活動の地域移行を考えていく上では、やはり様々な現状、課題等を踏まえて進めていく必要があると考えております。

そこで、今現在、先ほどの答弁にもあったんですけども、今、意識調査中です。この後、その意識調査の結果を受けて、各団体との情報交換、小中学校、それから保護者、PTA、それから社会教育団体等々、情報交換を行った上で、推進委員会的なものも立ち上げながら進めていくところでございます。その中で検討をしていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） そうすると、本年度は情報収集と方向性を決めていく年度というふうに考えてよろしいのかなと思いますが、例えば、部活動指導員の適性とか、資格とか、経験、そういったこと、それから指導員の報酬について、何か考えているところがあれば、もしなければ、まだこれから調査中なので、それは折々ということであれば構いませんが、もし方向性があるのであればお聞かせください。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） 議員、今お話しされたとおり、今後、調査中ですので、これからということになります。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 部活動地域移行のための推進委員会とか、そういった組織で話し合うということは検討されているのでしょうか。もしそうであれば、どういったメンバーを考えているか、教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） そこについても、まだこれからなんですけれども、予想されることとしては、情報交換を行った、先ほど話した辺りの方が中心になるかなとは思われます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 今、検討中といいますか、これから情報を集めて進めていくということは分かりました。主に中学校だと思いますが、中学校のほうから外部指導者に対しての要望が来ていないというような答弁がありました。要望が来ていない背景について、非常に気になるんですけれども、例えば、教員を志望するに当たって、部活動を指導したいというものをモチベーションにして教員を目指す人も少なくないと思います。そういった教員にとっては、部活動の指導に大分熱を入れて頑張っている先生もいらっしゃると思うんですが、一番心配するのは、そうでない教員のこと。

例えば技術的な指導が難しいので、なかなか指導は厳しいんだという先生たちをどのようにサポートするか、それで外部指導員とか部活動の指導員という形になってくるかと思いますが、そういったところを、今後どのように捉えているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） 議員がおっしゃられたとおり、そういうモチベーションで中学校の先生になられた先生もおりますし、得意じゃないところを持たなければいけないということも確かにあると思います。ただ、それが逆に、自分が専門ではないけれども、そうやって一生懸

命子供たちと関わることで、お互いに切磋琢磨というか、子供たちと一緒にやる中で、自分も部活動を通して意欲の面ですとか、技術面も高まっていくといくところもあるかと思います。

それにしても、そこまで至っていないとか、なかなか苦しいとか、そういう状況の先生もいるかもしれません。その辺りは、学校、特に校長等が、その辺は状況を把握して手だての検討をしているのではないかというふうに思われます。

ですので、そういう現状でありますから、外部の指導者の要望というの、ないのではないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 状況をよく鑑みて進めていくということになるかと思います。一番大事なところは、子供たちが地域移行になったときに、いろんなギャップとか、隔たりがないように進めていくべきなのかなというふうに思います。

今お話にあったように、先生と子供たちが、そこで絆ができて部活動とか、そういった活動で非常にいい関係が保たれているのであれば、そういったものを壊さずに地域移行ができれば、それが一番いい形だなというふうに思っています。

そういったことを踏まえて、なるべくその地域移行が、生徒、子供たちに大きなギャップがないようにするために、何か配慮することというのはあるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

一番はやはり、そこだと思われま。ですので、これも同じ回答になってしまうんですけども、今後、情報交換や推進委員会等で、その辺の課題がたくさん出てくるものと予想されますので、そこは本当に子供たちのために、ギャップがないように進められるような方法ということを検討していきたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） これからいろいろな情報を集めて進めていくということが基本になっているかと思います。今後、指導員を集めたり、募集をしていくに当たって、先ほど最初にも言いましたように無償でとなると、なかなかやってくれる方を探すのは難しいのかなと。

例えば、教育委員会が主導するのか、学校が主導するのか、分かりませんが、指導員をやってくれる人を募集した場合に、やっぱり学校に探してもらうというのは、なかなかそれも大変なことで、かといって教育委員会のほうで探すというの、またそれも同様に難しいことだと思えます。

ですので、なるべくそういった指導員をやりたいという人たちに周知する。または、そういったことがこれから一般的になってくるよ、社会の中でそれが当たり前だよというようなことを、ぜひ周知して行ってほしいというふうに思いますが、そういったことを含めて、指導員を集めるために、地域や企業のほうに協力してほしいということはないでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

そこは当然必要なところになってきますので、そこにつきましても、ぜひ協力していただくとか、そういう人材がどこにいて、どうやって集めていくのかという辺りも、ぜひ周知をして、広報をして、ぜひ集められたらいいなというふうに感じているところですが、やはり今後、その辺のアイデア等も含めて、委員会等で検討していければなというふうに感じているところです。

無償というのも当然そういうわけにはいかないもので、その辺も含めて、今後検討していければというふうに思っている段階でございます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 無償というよりは、有償にしてきちんとその指導者の責任とか保障、そういったものを確保しながら進めていただければいいのかなというふうに思います。今後、公務員の副業として、そういった活動を充てるということは検討できることでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

我々が答えられることかどうか分からないんですけども、そういうことができるのであれば、そういう検討もしていければなというふうには感じております。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） ありがとうございます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（鈴木忠美君） ここで暫時休憩します。再開は14時ちょうどにします。

午後1時48分 休憩

午後1時59分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔6番 鈴木晴子君 登壇〕

○6番（鈴木晴子君） 6番 公明党の鈴木晴子でございます。

本定例会には、2点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1、「こども未来戦略方針」への町の取組について。

国は、本年6月、少子化対策や財源の考え方を示した、こども未来戦略方針を策定いたしました。少子化は、我が国が直面する最大の危機であるとの見解の下、あらゆる面から子ども・子育て政策の強化へ施策を推進していく内容でございます。

方針の中の加速化プランでは、今後3年間の集中的な取組として実施する具体的な施策が掲げられております。こども未来戦略方針の以下の項目に対する今後の町の取組をお伺いいたします。

(1) ライフステージを通じた子育てに関わる経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組について、子育て世帯に対する住宅支援の強化として、公営住宅等を対象に子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入や、ひとり親世帯など、住まいに関する支援を必要としながらも、支援が行き届いていない世帯への取組を評価するとしております。町として取り組んではどうか、お伺いいたします。

(2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充について。

①乳幼児健診等の推進。

出産後から就学前までの切れ目ない健康診査の実施体制を整備するため、1か月児及び5歳児の健康診査支援事業を実施するとしております。町が取り組む場合の課題等をお伺いいたします。

②「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設。

全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設するとしております。町として実施する場合の課題等をお伺いいたします。

2点目、児童福祉法改正について。

児童福祉法が令和4年6月に改正され、令和6年4月から施行されます。児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的支援体制を強化することが趣旨であります。

以下、改正内容等への町の対応をお伺いいたします。

(1) 子ども家庭センターについて。

市区町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場における相談機関の整備に努めるとあります。

また、子ども家庭センターは、支援を要する子供や妊産婦等への支援計画、サポートプランを作成するとなっております。本町は既に子ども家庭センターを設置済みでございますが、改正内容を踏まえた運営上の課題をお伺いいたします。

(2) 親子関係の形成の支援等を行う事業の新設について。

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新設され、自治体は必要に応じ、利用勧奨措置を実施するとございます。事業実施について町の検討状況をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について当局の答弁を願います。

1の「こども未来戦略方針への町の取組について」、2の児童福祉法改正について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 6番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の「こども未来戦略方針への町の取組について」お答え申し上げます。

まず、(1)のライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化等に向けた取組についてでございますが、議員御提案の住宅支援につきましては、現在、町営住宅の入居に当たっては、ひとり親世帯や未就学児童がいる世帯を優先的に取り扱うこととしており、今後も引き続き優先的な取扱いをしていくと考えております。

また、国においては、住宅金融支援機構が提供する長期固定金利の住宅ローンにおける金利を優遇することにより、子育て世帯が住宅を取得する際の金利負担を軽減する事業などを実施及び予定していることから、今後も国が進める経済支援の動向や、その効果などを確認しながら議論してまいります。

次に、(2)の①乳幼児健診等の推進についてでございますが、本町では現在、母子保健法により義務づけられている1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査を実施するとともに、任意健診として、3か月から4か月の乳児を対象とした乳児健康診査や2歳6か月児歯科健診を実施しております。1か月児健康診査については、母親の産後1か月頃を目安に受診する産婦健診と合わせて自費により受診していただいている状況となっておりますが、今後、町事業とし

て実施する場合には、県内の対象医療機関との調整や、県や県医師会と連携を図るなど、県全体でも体制整備が必要であると考えております。

また、5歳児健康診査については、発達に課題等のある5歳児を早期に発見し、支援につなげることを目的としております。実施に当たっては、厚生労働省が作成した軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアルを参考に、市町村それぞれが具体的な健診内容を決定するとともに、小児科医や心理士等の専門スタッフの確保を、どのように行っていくかが大きな課題であると考えております。このことから、今後、国の動向を注視するとともに、近隣市町村の状況を研究し、議論してまいります。

次に、(2)の②「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設についてでございますが、本町においては、年度当初における完全な待機児童はいないものの、希望する施設に空きがなく、入所待機となっている自己都合による待機児童が一定数いるため、こども誰でも通園制度創設による新たな児童の受入れは、保育の受皿不足という点で、現実的には困難な状況であることが大きな課題であります。また、ニーズがどの程度あるのかが現時点で不透明であり、利用申込みが殺到した場合をはじめ、保育士の配置、現場の新たな事務負担の発生が上げられます。

国では、人口減少社会における保育所等の在り方の一つとして、このこども誰でも通園制度を、保育所の多機能化の大きな柱と位置づけておりますが、本町におきましては、保育所の本分である保育の必要性のある児童の入所を優先し、待機児童の解消を目指したいと考えております。

また、本制度の大きな目的が親子の孤立を防ぐという点にあることを踏まえると、既に町が実施している一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業、幼稚園におけるプレ年少クラス等のサービスは、大変有効であると考えており、補完できる事業であると認識しております。

また、本制度については、現在のところ国においても議論が続いておりますので、制度の詳細が示され次第、町としての対応を議論してまいりたいと思います。

次に、第2点目の児童福祉法改正についてお答え申し上げます。

まず、(1)の子ども家庭センターについてでございますが、議員御承知のとおり、市区町村では、令和6年4月までにセンター設置に努めることとされておりますが、本町では、他の自治体に先駆けて、令和3年4月に子ども家庭センターを設置し、児童福祉機能を所管する子ども家庭総合支援拠点業務と、母子保健機能を所管する子育て世代包括支援センター業務を一体的に運営しております。

また、統括支援員の要件を満たす職員についても、保健師や助産師、保育士等を配置するな

ど体制を整えており、保護者の皆様からの妊娠期から子育て期の家庭に対する相談や支援が行えるよう体制を整備し、子育て支援の充実に努めております。

また、来年度からは支援を必要とする子供や妊産婦等への支援計画であるサポートプランを作成することが義務づけられておりますが、作成に当たっては、支援対象者にとって必要な支援内容や利用スケジュールを整理し、個々に応じたプランの作成や見直し、状況に応じた対応を行うため、引き続き関係機関との調整や連携を図りながら、継続した見守りを行っていくこととしております。

なお、詳細については国のガイドラインが来年3月頃に発出予定となっていることから、方針に基づいた課題整理等を行いながら、さらなる包括的支援を検討したいと考えております。

次に、(2)の親子関係の形成の支援等を行う事業の新設についてでございますが、児童福祉法等の改正により、来年4月から妊産婦及び子育て世代の抱える多様な問題に対する支援事業が新設されることとなっております。

初めに、子育て世帯訪問支援事業でございますが、支援の必要性が高い子育て世帯や特定妊婦に対し、相談支援、子育てに関する情報提供や家事、養育に係る援助、その他必要な支援を訪問により行うものとされております。既に本町では、保健師等による相談支援や子育ての情報提供を実施し、支援しているところでございますが、家事や育児等の生活支援の強化については、対象となる世帯の把握に努めるとともに、必要な支援内容等について、今後調査研究してまいります。

次に、児童育成支援拠点事業につきましては、学校や家以外の子供の居場所を開設し、養育環境等の課題を抱える児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行うものとされております。

本町では、児童館や来年度開館する中央児童センターが、その役割の一部を担えるものと考えておりますので、各施設での受入れや見守りが適切に行われるよう、今後事業者と連携を図るとともに、国のニーズ等を注視してまいります。

次に、親子関係形成支援事業につきましては、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、日常的な子供との関わり方について悩みや不安を抱え、子育てに向き合うことが難しくなっている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子供との適切な関係性の構築を図るものとされておりますが、高い専門性が求められる内容となっておりますので、県や広域での実施も視野に入れながら、今後検討してまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

こども未来戦略方針ということで、国は急激な少子化や人口減少に歯止めをかけなければ日本の経済、また社会システムを維持することは難しく、さらには国際社会に置いていかれてしまうというふうな懸念を掲げております。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの分岐点であり、ラストチャンスであるとしております。国の持てる力を総動員して、少子化対策と経済成長実現に不退転の決意で取り組まなければならないというふうにしております。

3つの基本理念としましては、若い世代の所得を増やすこと、社会全体の構造や意識を変えること、全ての子ども・子育て世帯を、ライフステージに応じて切れ目なく支援することとなっております。具体的には、具体的に実施する施策として、今後3年間で実施する加速化プランでまとめているところであります。その中の自治体として取り組めるであろうという部分の、少しの項目であります。今回提案させていただいているところであります。

まず、(1)の住宅支援であります。その住宅支援を国が掲げたというのは、理想の子供数を持ってない理由の一つとして、家が狭いからなど住環境の改善を求める声があったとしております。

答弁いただきました内容では、ひとり親世帯、また未就学児を優先として対応しているということで、これは今までやってきた内容であると思っておりますけれども、この状況、今、国が掲げている状況を踏まえまして、国のほうでは公営住宅、今後10年間で日本として20万戸を確保していきたいとしているんですね。

そういう中で、この20万戸を利府町の人口比で換算いたしますと、58世帯分くらいとなります。今まで町のほうでひとり親世帯、未就学児を優先としてというふうな内容は分かりましたが、この国が掲げている数字に対して、しっかりと取り組んでいかなければならないかなというふうに思います。

そういうふうな部分で、答弁では、今後、国から示されるであろう補助施策について、議論していくというふうなことでありましたが、その辺、貪欲に取り組んでいただきたいなというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

御質問の内容ですが、公営住宅58世帯、利府町でどのようにしていくのかということになるかと思っております。このこども未来戦略方針加速化プラン自体が、令和5年6月に策定、公表さ

れたものでございまして、まだ町が取り組むべき具体的な施策が示されていない状況でございます。

この住宅が不足するであろう戸数を町が整備するものなのか、それとも民間の住宅を借り上げ等によって対応するのか、その辺を今後さらに具体的な方針、あと要請がなされた時点で、町としては対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 今後10年間というふうな中で、もたもたしていると時間ばかりが過ぎてしまうというふうな部分では、町としても今後しっかりと独自の部分も考えていく必要もあるかなというふうに思っておりますので、その辺、検討をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、2点目の全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充のほうにいきたいと思います。

①の健診の推進というところになりますけれども、これは、妊娠期からの切れ目ない支援の拡充というふうな部分になりまして、国は推進することにしておりました。

この内容は、子供の虐待による死亡事例の6割がゼロ歳児というか、うち5割がゼロか月児だったというふうな現実があります。そのような部分から取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

それで、答弁のほうで1か月児健診のほうは宮城県、また医師会と調整を図るなどの体制の整備が課題だというふうにしていただいているところではありますが、町長の答弁にもありましたとおり、1か月の産婦健診をしているときに、大体の人は1か月健診、子供さんも受けているのではないかなというふうに、事実上は受けているのかなというふうに思うんですが、漏れている方の部分もしっかり把握しなければいけないという部分で、国は進めるのだと思っておりますけれども、このような部分で町独自ですぐに対応できる対策としては、補助をしていくことができるのではないかと考えております。

先進自治体では、そのような形で1回の健診について3,000円なり2,000円なりしているところもあります。そのような考えも進めていけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

補助的なものでお話のほうをいただいたところではございますが、確かにこちらの体制整備というふうなところでは、県内全ての該当する医療機関におきまして受診できるのがより良い。

また集約的な契約を行うことで、ワンストップで窓口のほうでの支払いだけで済むというふうなところでは、いいのかなというふうに考えているところでございます。

ただし、早期の部分につきましては、県のほうに照会をかけたところ、これまで1か月児健診につきましては任意と規定されておりまして、市町村が必要と認めた場合に実施、または推奨することというふうになっておりましたので、大体県のほうでも把握しているところでは、2か所というふうなお話をいただいておりますので、そこについては、償還払いを活用しながら範囲を、医療機関のほうの範囲を狭めた形で実施をしているようですので、そういったところの実際の実施内容等を確認させていただきながら、今後前向きに検討のほうだけはさせていただきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 5歳児健診のほうにいきたいと思います。

5歳児健診なんですけど、こちらは、健診の内容とスタッフの確保が課題というふうなことでありましたが、この5歳児健診なんですけれども、平成29年1月、総務省の発達障害支援に関する行政評価監視結果に基づく勧告によりまして、発達障害者の早期発見が不十分であるという指摘がなされております。

報告書では、健診時に発達障害が疑われる児童を見逃しているおそれがあるとしているというふうなことをございまして、私、平成28年の一般質問で、この5歳児健診を行うべきではないかというふうな質問をさせていただきました。そのとき町の答弁では、3歳児健診で発見し、支援につなげていくというふうな答弁をいただいていたところでもありますけれども、ADHDなどの発達障害は、5歳以前には診断が付きにくいとの見解がありまして、集団生活の中で分かるというふうになっているところでもあります。そういう面では、5歳児健診は本当に重要なものであると思っております。

国は財政支援、技術的支援を行いまして、全国の自治体で実施することを今、目指しているところでもあります。そのような面で、先ほどの答弁のほうでも、スタッフの確保が課題であるというふうになっておりますが、これは先進自治体など、しっかりと視察をしていただきまして、早急に体制整備をお願いしたいところではありますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

確かに5歳児健診に関しましては、集団で実施をというふうなことで国のほうの方針は出て

いるところでございます。そうしますと、ほかの健診と同じように、塩釜医師会などの協力を借りながら、医師の確保、そして5歳児健診につきましては、心理士のほうも確保していかななくてはならないというところで、なかなか難しいところでございます。

実際、現在行われている各健診のほうは、医師会の御協力だけでは医師の確保が難しいということで、東北医科薬科大学のほうから医師を派遣していただいて、実施をしているところでございますので、まず、そういったところをどのように解消していけばいいか、そういったところは、先進地のほうの状況などを把握しながら、また県の考え方、方針、そういったものに沿うような形で、県医師会等と相談をしながら、塩釜医師会も含めて調整を図っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 県の体制であったり、塩釜医師会の考え方を見ながらというふうなことでありましたが、この5歳児健診、町としてやるべき、早期にやるというふうな部分に関して、国・県とか、そういうような部分でなく、町として5歳児健診の大切、重要性というふうな部分をどのように捉えているかという部分を伺いたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

先ほど議員からお話いただいたように、確かに5歳児健診において、健やかな身体発育の確認等、現行の3歳児健診の段階では、ADHDとか、そういったものを確認するに当たっては限界があるとされております。軽度の発達障害に気づくよい機会であるというふうには考えております。

現在、先ほど町長の答弁にありましたように、なかなか難しい状況ではございますが、本町におきましては、各保育施設にほとんどのお子様については入っていただいているというところで、その見守り、また子育て広場、そういったところを活用していただく中で、子供たちの活動状況などを把握した上で、保護者の方と情報を共有しながら、必要に応じて相談事業所や医療機関への受診、そういったことを勧奨しているところでございますので、また気になるお子さんにつきましては、地区担当の保健師のほうで対応するといったこともしておりますので、まず既存の資源を活用しながら、実施前は十分な対応、ケアができるように、今後も努めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 5歳児健診は、町として必要というふうに思っているかという部分だけ最後お伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

こちらに関しては、国のほうで今回見直しをかけて実施を図るというふうに言っておりますので、必要性としては高いものになってくると思いますし、国の方針に沿った形で全国的にも行われていくというふうな形になるのではないかなというところまでは想定はしておりますので、本町としての実情に合わせた形で実施ができるか、また、できるように対応のほうを努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 大変な体制整備だと思いますが、早期にできるように何とかお願いしたいと思います。

それでは、②のこども誰でも通園制度にいきます。

これは、国のほうでは本年度中にモデル事業をさらに拡充させましては、令和6年度からは制度の本格実施を見据えた形で、モデル事業を実施していきたいというふうに行っているところでもあります。

0歳から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があります。全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度（仮称）を創設するというふうに行っております。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も、しっかり見極めながら、速やかに全国的な制度としていきたいというふうに、国のほうではしているところでもあります。

ただ、町長の答弁にもありましたとおり、利府町としては保育の受皿がなかなか整っていない、その部分をしっかり整えなければ、これもできないというふうな形だと思うんですけども、その保育の受皿をしっかり整えるために必要なものとして、第一には、保育士の確保にあ

るのではないかなというふうに思っております。

その保育士の確保をするための施策としまして、仙台市であったりだとか、美里町のほうでは、保育士宿舎借り上げ支援事業、これも以前、私が提案させてもらっているんですけども、保育の受皿の不足を補うためには、このような制度もしっかりと検討していかなければならないのではないかなというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、保育士の確保ということでございますが、本町で現在保育士の採用につきましては難しいというふうなことは、お話としてはいただきますが、確保に関しては十分にされているというふうなことでお答えいただいておりますので、まだ、そういった御提案をいただいた対応のほうは、必要はない状況かなというふうには考えております。

ただし、こういったことも誰でも通園制度を実際に実施するというふうになった場合には、さらに保育士のほうが必要になってくる可能性はありますので、そういったときには、また新たな確保策というのを検討していく必要というのはあるかもしれないというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） とすると、答弁にありました保育の受皿不足というのは、どのような部分と捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、保育施設のほうでございまして、年度当初につきましては、待機児童は完全待機といった形ではないというふうな状況ではございますが、年度末にかけて待機が増えてくるという実情がございまして。

今回、この制度は、空きスペース、空き定員というものを活用して行っていくというふうな制度となっておりますので、なかなか本町の実情においては、実施が難しい状況というふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） これは国が全国展開で今後進めていきたいと考えているところですので、

その部分もしっかり対応していかなければならないのではないかとというふうに思うんですけれども、一つの施設としていろいろ保育所、幼稚園、いろいろ国のほうでは提案しているんですけれども、その中の一つに、地域子育て支援拠点というふうな部分も提案されているところでありまして、これは子育て広場になってくるかと思えますけれども、この部分であれば受入れ可能ではないかというふうに町として、受入れ可能ではないかというふうに思うんですけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

確かに子育て広場につきましては、受入れといったところでは可能とはなりますが、ただ現状、保護者と一緒に来ていただきまして情報を提供したりとか、ママ友など交友関係のほうの確立、そういったところの支援、そして育児相談などを受けているというふうな状況でございますので、子供だけを預かるというふうなことは、今のところはまだ想定をしていないところでございますので、国のほうの方針、制度、詳細のところが決まり次第、そういったところは確認をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 答弁の中に、申込みが殺到した場合の受皿の問題というふうにあるんですけれども、また、ニーズは不透明というふうな御答弁でありました。

国のほうでは、令和6年度は自治体における提供体制の整備を促すために、実施自治体数を拡充した上で、人口規模に応じた補助総額の上限を設けて、多くの事業者が実施できるようにし、本格実施を見据えた形での実施が可能となるようにしているということで、体制を早めに整えていっていただきたいというふうな思いもあるということでありました。

そのような面では、このモデル事業に利府町として手を挙げていけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、先ほども答弁させていただきましたけれども、各施設のほうに実施するだけの空きスペースがないというふうな認識をしております。こちらのほうのモデル事業を実施するに当たりましては、そのスペースの確保というところが重要なのかなと思っておりますので、現在は手を挙げるというふうなことは、ちょっと難しいのかなと思っております。

あと、先ほど補助制度のお話とかもいただきましたが、こちらに関して施設のスペースに対して、この制度を実施するに当たっての改修に対しての補助制度なのか、また新たに増築だったり、新築をした上で体制を整えなさいというところまで踏み込むのか、そういったところもまだ不透明なので、そういったところは、しっかりと国の動向を注視しながら対応を検討していくようにしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 不透明ということでしたが、既に本年度の補正で組まれている内容ですし、国のほうで強力で押し進めているものですので、国と相談していただければ対応が可能なのかなというふうに思います。これは、町としてこの制度を進めるというのは、0歳から2歳児の家庭、子供をどうやって、国として、また自治体として支えていけるかというふうな部分になります。

箱物がうまくいってない、体制が整っていないからできないというのではなく、しっかりとこの0歳から2歳児までの子を町としてしっかり、誰一人漏れなく支えていきたい、いくんだという体制の整備をお願いしているところで、そのような面からもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

町としてしっかりと支えていくというふうなことでございますが、当然、そちらのほうにしましては、子育て支援の町としてしっかりと行っていきたいというふうに考えております。今回、国が示している制度の中では、月10時間を上限としてというふうな言い方もしておりますので、限られた時間というふうなところでございます。

本当に週1回もないような形になってしまうのかなというふうなところもございますので、そういったところを考えた場合、本町の充実しております子育て広場、そして一時預かりにつきましても、来年度、認定こども園を新設する予定になっておりますが、こちらのほうで余裕型の一時預かりを行う予定としております。また子育て広場につきましては、聖農さんのほうで、認定こども園の移行に伴いまして実施する予定としておりますので、そういった既存施設の充実を図りながら、しっかりとした子育て支援を提供していけるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 国が無理やり進めているのではなく、本当に課題がある中で、このような体制を進めていってもらえないかというふうな形になっておりますので、本当に大変なのは重々承知なところではありますが、本当に一人も漏れなく対応していただけるようお願いしたいと思います。

次、大きな2点目に入ります。

児童福祉法の改正でございます。

（1）の子ども家庭センターの部分であります、これは利府町としては、ほかの自治体に比べて大分早く体制の整備が整っております、本当に素晴らしいというふうに思っているところでもあります。

先ほどの町長の答弁の中にも、統括支援の配置もしっかりと体制整備して進めているというふうなお話がありました。この統括支援員は、既に配置が終わっているということによろしいんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

初めに、先ほど答弁の中で、「聖農」と言ってしまいましたが、「聖光」の間違いでしたので、訂正させていただきます。

次に、統括支援のほうの配置でございますが、こちら国のほうが指定している項目として、母子保健機能、そして児童福祉機能における事業、業務の双方において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のあるものというふうなところが該当すると思っております。

現在、子ども家庭センターのほうには、看護師資格を有しまして母子保健に精通し、また長年にわたり虐待対応などに努めてまいりました職員がおりますので、こちらが該当するというふうに考えております。既に配置はされているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） これは、統括支援員ということで、大分重要な役割を担う方だと思っております。そのような面では、国のほうでは人事発令をすることが望ましいというふうにしていただいておりますが、そうすると人事発令はどのようになっていたのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

現在該当する職員につきましては、こども支援センターの副所長ということで指定がされております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 副所長という立場で統括支援員をしているという考え方ということになりますね。

そうすると、この統括支援員なんですけれども、こども家庭ソーシャルワーカーの取得をすることが望ましいとされているところであります。今後、示されてくることかと思いますが、こちらの取得のほうに、しっかりと町として支援を行っていただきたいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） 国の方針に沿った形で資格等を取得できるように、こちらのほうも努めてまいりたいというふうには考えております。

また、家庭総合支援拠点事業と虐待関係の対応をするに当たりまして、5日間に及ぶ県のほうの研修を受けた上で業務に当たるというふうなことで、様々なケースに応じた対応に関して柔軟に対応できるような知識、そういったものの習得などもなされておりますので、今後そういった資格の取得をしながら、スキルアップをし、より充実した支援体制になるように努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） このこども家庭センターは、また福祉法改正になりまして4月からはサポートプランの作成、通告のほうにも書きましたが、サポートプランの作成が非常に重要な、また追加の任務というふうな感じになってくるのかなと思っております。

そのサポートプランの作成に対しまして、対象者の選定基準という部分はかなり苦慮されるのかなというふうに思うんですけれども、こちらにこども家庭センターのサポートプランについての調査研究報告書が、令和5年3月に出ているんですけれども、その支援計画、サポートプランについて対象者の基準を決めているというふうにして自治体は、その調査報告書では約3割未満というふうになっておりまして、なかなかその基準を設定するのが難しいというふうには思うんですけれども、ただ、その設定の基準をしっかりとさせていただいて、誰一人取

り残さないという考えの下、そのような基準をしっかりと町として作っていただきたいと思いますが、今の町の現状をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

サポートプランのまず対象といたしましては、国が現時点で示している方たちにつきましては、要保護児童、要支援児童、そして特定妊婦を想定しておりまして、そのほかにも支援を要する妊産婦や乳幼児、保護者や家庭も視野に入れるというふうなことでございます。

また、6年3月に市町村こども家庭支援指針といったものの確定版が出されるというふうなことでございますので、そちらのほうの基準に沿った形で、今後準備をしていくというふうな形になるかとは思っています。

また、サポートプランにつきましては、その内容といたしまして、解決すべき課題、作成対象者の意向、作成対象者に対する支援の種類及び内容、サポートプランの見直し時期などを記載するというふうになっておりますので、こういったことを踏まえながら、ガイドラインも踏まえた上で、準備を進めていくというふうな形になります。

現在は支援プランということで、町のほうで作成しているものがありますので、こちらは該当者と共有するものではなく、支援側となる町のほうで持っているものになりますので、そちらの内容と照らし合わせながら、十分な対応ができるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 思いとして誰一人取り残さないというふうな思いで、しっかりと対象者の把握を、また基準選定をお願いしたいと思います。

それで、今回新しくなりますサポートプラン、今までは支援計画だったから、町のほうだけで管理できたものが、これからは相手の方、当事者の方とともに作成していくというふうな部分で、それが原則というふうになっております。

妊産婦や子供の意見を確認する。そして原則として施行するというふうになっております。この辺の考え方を町としてどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

今まではケース、こちらのほうで作成するものに関しましては、相手の支援対象者に関してはお見せしないような形になりますので、様々な手法だったりとか、問題点などを記入した上

で、関連する機関といろいろと話をしながら、支援の方法だったりとか見守りの手段、そういったものを検討してきているところではございます。

今後につきましては、やはり議員お見込みのとおり、双方で共有をしながら支援をしていくというふうなところではございます。当然、拒否をする方たちもいらっしゃいますので、そういった場合に関して、今現在は要対協などでのケースの検討だったりとか、そういったところを行っていきなさいということで、ざっくりとしたところでお話のほうはいただいておりますので、そういったところは頭の片隅に入れながら、対応は検討していきます。

やはり3月のガイドライン、こちらがとても大切だというふうに考えておりますので、そちらを確認した上で、しっかりと対応を進めていくというふうな形になるかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） しっかりと当事者の方の意見を聞いていただいて、確認し合っていていただきたいと思っております。

このような形で、子ども家庭センターができてから大分仕事、業務量はひたすらどんどん増えていくというふうな現状がずっと続いているのかなと思っております。以前、去年よりもまた今年という、また今年よりもまた法が改正になって大変になっていくというふうな部分では、人員の確保、職員数は足りているのか、また改正によって、しっかりと体制が整えられるのか、その職員数の確保に対して、今、町としてどのような考えがあるのか。そこ大丈夫なのかというふうな部分をお伺いしたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、子ども家庭センターを設置した後、事業内容等を精査いたしまして、今年4月から2係にしております。こういったことで、体制整備を図ってきているわけではございますが、やはり新しい事業が実施されるということで、その内容等、まだはっきりとはしていない部分というのもございますので、まず現体制で実施をしていく中で、必要に応じて人事部門、人事担当部のほうと調整を図りながら、職員の配置については検討していきたいというふうに考えております。現段階では、現在の職員で対応していくというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 業務内容が増えるという部分では、残業とか多い部門になっているので

はないかと考えると、足りているのか、心配な部分がありますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

それでは、(2)の新たな家庭支援事業の推進についてお伺いいたします。

この3つの事業は、次期、令和6年度で策定を検討するかと思いますが、子ども・子育て支援事業計画へ量の見込み、また提供体制の確保、実施時期を定めることとなっております。新設される事業であります、新しい子ども・子育て支援事業計画に盛り込まなければいけない事業となっているところで、これは本当に早急に体制整備が必要なのではないかというふうに考えているところであります。

子育て世帯訪問支援事業であります、先進自治体では、もう行っているところがありまして、まずは対象者も大事だと思いますが、この利用料の部分で無料にするのか、有償とするのか、そのような部分、これも実際にやっている自治体も本当に考え方がいろいろになっているところでありまして、町として、その辺りはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、利用料の問題に関しましては、どういった事業で、そのサービス提供に必要な事業者を、どういった形で選択するかによって、金額が変わってくるかというふうに思っておりますので、そういったところを見ながら、今後検討をさせていただければと思います。

過度な負担にならないように、また利用者につきまして、料金が発生することによって利用を差し控えるといったことにならない程度で、検討ができればいいのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） こちらの体制を整えるのも本当に大変な部分ではあるのかなと思いますが、一番は、支援員の確保であるのかなというふうに思っております。この支援員の確保という部分で、国のほうでは地域の資源を活用というふうな部分もうたっているところでありまして、その支援員の確保について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

国が示しております資料の中では、やはりヘルパーさんなどを活用している先進事例というのがございます。当然、そういったヘルパーさんを使うというふうなことで、情報の提供だっ

たりとか家事支援、そして育児支援というふうなところができるのかなというふうに思っております。

また、理想的には産後ドゥーラさんを使うなどして、1歳未満の家庭に対してアプローチをしていくというのは、とても大切なことなのかなというふうには思っているんですけども、実際、協会などに登録をした上で、仙台市内の事業を請け負っているというふうなことで、他の市町村の事業を受けるまでには至らないと、ちょっと難しいというふうなお話などをいただいておりますので、地域の資源として、シルバー人材センターだったりとか、介護保険事業などを実施している事業者など、そういったところへの外部委託なども含めて、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 本当に、産後ドゥーラにお願いできたら一番いいのかなというふうに思うところではありますが、地域の資源というふうな部分では、利府町にはファミリーサポートセンターがあります。そういうふうな部分を利用している自治体もあるんですね。そのような部分も検討してもらえないかというふうな部分をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

そちらのほうも含めて、検討のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 次に、児童育成支援拠点事業になりますけれども、こちらは、名前は児童育成支援拠点事業というふうになっておりますが、様々な居場所というふうな部分になってくるのかなと思います。

町の答弁では、児童館がそのようになってくるというふうな答弁でありましたけれども、児童館は数が限られていて、特にしら中学区、また二小付近は、ちょっと手薄であるのかなと。小学生は歩いていけない。中学生も難しいというふうな部分では、あえて空白になっているところに、どのような手だてをしていけるのか、支援をしていけるのかというふうな部分になってくるのかと思います。

国は、この部分に関しまして児童育成支援拠点事業の部分に関しまして、大きく補助を拡大して事業の実施を後押ししているところでもあります。民間の事業者やNPOなどが参画しやす

いような体制を整えていくときではないかというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

こちらの事業の対象となるのが、やはり要対協などの該当する子供たちというふうなことになるかと思っておりますので、そういうふうな対応について、専門性を求めるところも必要かというふうに考えておりますので、そういった事業者を活用するというふうなところも、検討のうちの一つかなというふうには考えております。

ただ、来年度、中央児童センターが開館いたしますが、こちらは利府町におけます子育て支援の拠点として考えておりますので、各児童館との連携を図りながら、また、加瀬沼公園にはプレーパークができております。冒険遊び場というところも入っておりますけれども、そういったところと連携したソフト事業というふうなことで、名取のほうとか、そういったところでは様々な子供たち、家庭に問題等があるお子さんたちの居場所というふうになっているというふうなものもお聞きしておりますので、そういったところも含めて、多角的に検討はさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 具体的にNPOであったりだとか、団体が子ども食堂であったり、子供の居場所をやりたいというふうな相談があった場合、どの担当課が担当していくのかという部分をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、各事業ごとに対応していくような形になるかとは思いますが、確かにいろいろな事業を町でやっただいてるNPOだったりとか、団体さんというのがおられます。その中で、公共的なまちづくり支援事業であれば、また保健福祉部とは別なところで担当しているところで、補助金の活用をしていただける面もございますし、子ども食堂といったところへの支援状況、そういったところでは保健福祉部内であれば地域福祉課、そして子ども支援課のほうで状況に応じて対応をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） その立ち上げたいと思っている事業の内容によって、担当課がそれぞれ対応するというふうな答弁だったと思いますけれども、今後、それはしっかりと庁舎内の中で話し合いをしていただけないかなと思います。子供をしっかりと支援する、どんな子でも支援するというふうな体制が必要なのかなと。今回はこの児童育成支援拠点事業として質問しているところではありますが、その支援拠点事業の中にも、子ども食堂でもいいですしというふうに、子供の居場所でもいいですしというふうになっているところでもあります。

大きく器を広げているというふうな部分では、担当課があっちです、こっちですというふうなものではなく、このものに関してはここで受けますというふうな体制を、ぜひ整えていっていただきたいと思っております。

それで、このやっていただけませんかという事業、こういう事業をやりますので、募集しますというふうなことも、町としてはできるのではないかなというふうに思うんですけれども、このような拠点支援事業を町としてやっていきたい、事業者さん、いませんかというふうな形の募集というふうな部分も、できるのではないかなと思うんですけれども、そのような考えがないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

そちらの件につきましては、今後検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、最後の親子関係形成支援事業、こちらは県と連携して行っていきたいというふうなところではありますが、利府町には地域資源として家庭教育支援チームというふうなものがありまして、教育委員会のほうでやっているところだと思いますけれども、そのように地域資源があるところでもありますので、その辺もしっかりと協働しながら、この辺を進めていけないものなのか、最後にお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

確かに、この事業は、一つの部門だけで実施するというのは、なかなか難しいところがございます。確かに親子関係の形成といった部分では、ペアレントトレーニング等もございますが、こちらのほうの指導者としての資格を取ったとしても、やはり実際に指導していくといったところでは、経験を積み重ねていった上で対応が必要というふうになってくると思いますので、

当然、県のほうの支援をいただきながら、そういったものをペアレント・トレーニングプログラム、そういったものを開催していくようになってくるのかなというふうには思っておりますので、まず県、そして県が委託している事業所、そして先ほどお話をいただいた教育委員会関係の部門、そういったところとも連携を図りながら、実施について検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 以上で6番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日も定刻より会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時58分 散 会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和5年12月5日

議 長

署名議員

署名議員

